

令和4年度版

釧路市環境白書

【資料編】

釧路市

目 次

1 環境に関する条例 ······	1
(1) 鈎路市環境基本条例 ······	1
(2) 鈎路市公害防止条例 ······	3
(3) 鈎路市公害防止条例施行規則 ······	6
(4) 鈎路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例 ······	7
2 環境基準 ······	11
(1) 大気汚染に係る環境基準 ······	11
(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準 ······	12
(3) 水質汚濁に係る環境基準 ······	12
(4) 騒音に係る環境基準 ······	15
(5) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 ······	16
(6) 土壤の汚染に係る環境基準 ······	16
(7) ダイオキシン類に係る環境基準 ······	16
3 規制基準 ······	17
(1) 大気汚染防止法 ······	17
(2) 水質汚濁防止法 ······	19
(3) 騒音規制法 ······	21
(4) 振動規制法 ······	22
(5) 悪臭防止法 ······	23
(6) ダイオキシン類対策特別措置法 ······	24
(7) 鈎路市公害防止条例 ······	25
4 測定結果 ······	26
(1) 大気汚染常時監視測定結果 ······	26
(2) 公共用水域水質測定結果 ······	28
(3) 自動車騒音常時監視結果 ······	37
(4) 環境悪臭測定結果 ······	39
5 公害防止協定に基づく立入調査結果 ······	40
(1) 日本製紙株式会社鈎路事業所 ······	40
(2) 王子マテリア株式会社鈎路工場 ······	41
(3) 鈎路コールマイン株式会社 ······	42
(4) 株式会社鈎路火力発電所 ······	42
6 環境行政のあゆみ ······	43

1 環境に関する条例

1 環境に関する条例

(1) 銚路市環境基本条例

平成17年10月11日

釧路市条例第128号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第29条）

第4章 地球環境保全及び国際協力（第30条・第31条）

第5章 環境審議会（第32条）

附則

釧路市は、広大な太平洋に臨み、タンチョウをはじめ数多くの野生生物が生息する国際的にも貴重な釧路湿原などのすぐれた自然にいたり、そのかけがえのない環境から絶えることなく豊かな恵みを受けつつ、今日まで発展してきた。

一方、今日の私たちの社会は、豊かさや利便性が高まった反面、日常生活や経済活動等の人の営みが拡大し、大量の資源やエネルギーが消費され、環境への負荷が増大し、その影響は地域の環境のみならず、今や人類の生存基盤である地球環境全体に及ぶまでに至った。

もとより、すべての市民は、環境からの恵沢を受け良好な環境の下に生活する権利を有しており、将来にわたりこの環境を健全で恵み豊かなものとして次の世代に引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また、責務である。

このため、私たちは、地域の自然環境や生活環境を良好なものとともに、環境への負荷を増大させている現在の経済社会構造のあり方や生活様式を見直し、かけがえのない地球に生きるものの一員としての自覚の下に地球環境の保全に貢献していかなければならない。

このような考え方方に立って、市、事業者及び市民のすべてが、環境の問題を自らの課題として認識し、それぞれの責任の下に相互に連携しながら役割を果たしていくことにより、環境への負荷を低減するとともに、循環を基調とした持続的発展が可能な社会をつくるため、釧路市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代へ

継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下、自主的かつ相互に連携協力して推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、循環を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が実現されるように行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえで重要であることから、すべての者が自らの課題であることを認識し、日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市民の意見を適切に反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない。（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、廃棄物となった場合に適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。（市民の責務）

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の適正処理及び排出の抑制、資源やエネルギーの節減及び環境への負荷の低減に資する製品等の利用に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活において、環境に与える影響を認識し、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（1）人の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気、水、土壤等を良好な状態に保持すること。

（2）人と自然との共生を図るため、生物の多様性を保全するとともに、湿原、水辺地等多様な自然環境を適正に保全すること。

（3）地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的な遺産の保全等により、潤い、ゆとり、安らぎ等心の豊かさが感じられる環境を確保すること。

（4）廃棄物の発生の抑制及び適正な処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

（5）地球環境保全のため、地域における環境への負荷の低減を進めるとともに、国際協力を推進すること。

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を適切に反映するとともに、釧路市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(釧路市環境白書)

第9条 市長は、毎年、環境の現況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、釧路市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(市の事業に係る環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施に当たっては、環境への負荷が低減されるよう、十分に配慮するものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に資する措置をとることを促進するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備等)

第14条 市は、廃棄物処理施設、下水道その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するように努めるものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他の快適な環境の維持及び創造に資する事業を推進するように努めるものとする。

(市民及び事業者の活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習（以下「環境教育及び学習」という。）の推進に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に将来を担う世代について、積極的に環境教育及び学習を推進するように努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、市民及び事業者の自発的な活動の促進並びに環境教育及び学習の推進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を収集し、これを適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第18条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な調査研究の実施及びその成果の活用に努めるものとする。

(監視等の体制整備)

第19条 市は、環境に関する現状を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(自然環境の保全)

第20条 市は、タンチョウ、シマクロウその他野生生物の保護管理並びに釧路湿原、春採湖をはじめとする湿原、森林、水辺地その他の多様な自然環境の保全及び適正な利用の促進が図られるように努めるものとする。

(公害の防止)

第21条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全が図られるよう、公害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(快適な都市空間の形成)

第22条 市は、安らぎと潤いのある快適な都市空間の形成を図るために、歴史的文化的遺産の保全及び水辺の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成)

第23条 市は、自然と調和した、地域の特性を生かした良好な景観を形成するために必要な措置を講ずるものとする。

(緑化の推進)

第24条 市は、緑豊かな生活環境の確保が図られるよう、緑化を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(都市美化の推進)

第25条 市は、ごみの投棄や散乱の防止等都市美化を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的利用等の推進)

第26条 市は、環境への負荷の低減を図るために、市民及び事業者による廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の発生の抑制及び適正処理、資源の循環的利用並びにエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との連携協力)

第27条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体等との連携協力に努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、釧路湿原の保全等特に広域的に取り組む必要があるときは、関係する地方公共団体等との連携協力に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第28条 市は、その機関相互の施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全の推進)

第30条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、生物の多様性の保全等に関する施策の積極的な推進に努めるものとする。

(国際協力の推進)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

2 市は、特に自然環境保全に関し、国際機関、国及び他の地方公共団体その他関係する団体等と連携して、情報交換、調査研究及び人材交流等を行うことにより国際協力の推進が図られるよう努めるものとする。

第5章 環境審議会

(釧路市環境審議会)

第32条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、釧路市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員18人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に調査委員を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

1 環境に関する条例

(2) 釧路市公害防止条例

平成17年10月11日

釧路市条例第136号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市長の行う公害防止施策等（第5条—第13条）
- 第3章 公害に対する規制等
 - 第1節 規制基準（第14条・第15条）
 - 第2節 特定施設の認可等（第16条—第23条）
 - 第3節 生活障害行為の制限等（第24条—第28条）
 - 第4節 改善命令等（第29条—第32条）
- 第4章 雜則（第33条）
- 第5章 罰則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公害防止に関する本市の施策の基本を定め、もって市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 この条例は、市民等しく健康で文化的な生活を享受する権利が保障されていることを認識し、人間尊重、生活優先の精神を基本として、自然環境及び生活環境の保全に努め、現在及び将来の市民のために健全かつ良好な環境を確保することを基本理念とする。

（定義）

- 第3条 この条例において「公害」とは、釧路市環境基本条例（平成17年釧路市条例第128号）第2条第3項に規定する公害をいう。
- 2 この条例において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 3 この条例において「特定工場等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- 4 この条例において「規制基準」とは、事業活動その他の活動を行う者が遵守すべき「ばい煙等」の発生に係る許容限度で、規則で定めるものという。
- 5 この条例において「生活障害行為」とは、第1項に定める公害を除き、人の健全かつ正常な日常生活及び生活環境に障害を与え、又は著しく不快、不便等の支障を及ぼす行為をいう。

（責務）

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、国及び北海道各行政機関の行う施策にあわせ、本市の自然的及び社会的条件に応じた公害防止に関する施策を計画し、及び実施しなければならない。

2 市長は、前項の施策を実施するに当たり市民の理解と協力を得るために努めなければならない。

3 市長は、広域的な公害の防止を図るため、必要に応じ、他の隣接の地方公共団体とともにその施策を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、公害を防止するため、その責任においてその管理する施設について必要な公害防止の措置を講ずるとともに市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

5 事業者は、法令、北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号。以下「道条例」という。）及びこの条例の規定に違反しない場合においても、それを理由として公害防止についての努力を怠ってはならない。

6 市民は、公害を発生させないように努めるとともに、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 市長の行う公害防止施策等

（調査、研究及び監視）

第5条 市長は、公害防止のために必要な調査及び研究を行い、公害発生状況を監視するとともにその体制の整備に努めなければならない。

（資料及び情報の提供）

第6条 市長は、市民の公害に関する知識の普及を図り、その認識を深めるために必要な資料及び情報の提供と広報に努めなければならない。

（立入検査等）

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に特定工場等に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（技術指導）

第8条 市長は、必要と認めたときは、特定工場等に対し、当該職員に技術上の指導又は指示を行わせることができる。

（公害防止事業）

第9条 市長は、本市における自然的及び社会的条件により、事業活動による公害が現に発生し、著しく人の健康又は生活環境の汚染があると認めるときは、公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「負担法」という。）第2条第2項各号の主旨にのっとり次に掲げる公害防止事業を行うことができる。

（1）汚いでその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川若しくは湖沼におけるしゅんせつ若しくは浄化事業

（2）特定工場等が協同で設置する污水又は廃液を浄化するための事業

（3）大気汚染防止のための地域暖房建設事業

2 市長は、前項に定める公害防止事業を実施するときは、公害の発生源となつた事業者に対し、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

3 前項に規定する公害防止事業の費用につき事業者の負担総額及び負担割合その他の事項に関しては、負担法の定めるところによる。

4 市長は、第2項に掲げる公害防止事業負担について特に小規模事業者に対し適切な配慮に努めなければならない。

5 市長は、第3項に定める負担総額及び負担割合その他の事項を定めるときは、釧路市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（都市計画事業等）

第10条 市長は、前条に定める公害防止事業を実施するほか、本市の土地区画整理、上下水道、道路、河川改修、住宅その他都市計画に関連する事業の推進に当たり公害防止と良好な環境の確保に努めなければならない。

（独立行政法人環境再生保全機構事業等）

第11条 市長は、独立行政法人環境再生保全機構その他の公庫、公団等が実施する融資、譲渡その他の方式による公害防止の施策の確保に努めなければならない。

（公害防止協定）

第12条 市長は、公害防止のために必要があると認めるときは、ばい煙等を発生する施設を設置している者又は設置しようとする者との間に公害防止に関する協定等を結ぶことができる。

（資金助成等）

第13条 市長は、中小企業者がばい煙等を処理する施設を設置し、又は改善しようとするときは、資金のあっせん及び助成並びに技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

第3章 公害に対する規制等

第1節 規制基準

（規制基準）

第14条 市長は、公害を防止するため法令及び道条例で定めのあるものを除き、規則で規制基準を定めるものとする。

2 法令又は道条例において、規制基準のある場合は、その基準による。

3 第1項の規制基準を定めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（規制基準の遵守義務）

1 環境に関する条例

第15条 工場又は事業場に特定施設を設置している者(以下「特定施設設置者」という。)は、当該特定施設に係る規制基準(規則に規制基準の定めのないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれの程度)を超えて、ばい煙等を排出し、又は発生させてはならない。

第2節 特定施設の認可等

(特定施設の新設等の認可)

第16条 工場又は事業場に新たに特定施設を設置しようとする者は、あらかじめ市長の認可を受けなければならない。

2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類と数量

(4) 特定施設の構造

(5) 特定施設の使用方法

(6) ばい煙等の処理の方法

(7) その他規則で定める事項

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請に係る特定施設から排出し、又は発生するばい煙等が、規制基準に適合すると認めるときは、申請書の提出があった日から60日(当該申請が形式上の要件に適合しない場合において、当該申請に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。)以内にこれを認可しなければならない。

4 市長は、前項の規定による認可をするに当たっては、公害防止のために必要な限度において条件を付することができる。

(内容変更の認可等)

第17条 特定施設設置者は、前条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の認可を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微の変更については、この限りでない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による認可について準用する。

(完成届、認定及び使用開始の制限)

第18条 前2条の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る特定施設の設置又は変更の工事が完成した場合は、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合、7日以内に当該届出に係る認定の内容及び条件が適合しているか否かを検査し、適合しているときは、その旨を認定し、認定書を交付しなければならない。

3 特定施設設置者は、前項の認定書の交付を受けた後でなければ、当該特定施設の使用を開始してはならない。

(事故の措置)

第19条 特定施設設置者は、事故の発生により規制基準を超えてばい煙等を排出し、又は発生させるおそれの生じたときは、直ちに操業の縮少又は停止をし、公害防止に必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

(廃止届)

第20条 特定施設設置者は、当該特定工場等を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第21条 特定施設設置者から特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る認可を受けた者の地位を承継する。

(特定施設に関する経過措置)

第22条 いざれかの施設が特定施設となった際、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(規制基準に関する経過措置)

第23条 市長は、前条に規定する届出をした者に対し、その届出施設から排出し、又は発生するばい煙等が、規制基準を超えているものについては、期間を定めて規制基準に適合するよう設備その他の改善を勧告するものとする。

2 前項に規定する期間については、あらかじめ審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第3節 生活障害行為の制限等

(水産物の運搬)

第24条 水産物の運搬を行う者は、積載量の過大、積載方法の不備等によって、道路上に魚介類を放置してはならない。

(燃焼不適物等の燃焼禁止)

第25条 何人も住宅の密集している地域において、著しいばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生するおそれのあるものを燃焼させてはならない。

(拡声器の使用制限)

第26条 商業宣伝その他営業の目的をもって拡声器を使用する者は、正常かつ健全な日常生活を阻害する異状な音量を発生させてはならない。

(夜間の静穏保持)

第27条 何人も夜間(午後10時から翌日の午前6時までをいう。)においては、音響器具、楽器音、人声等により、付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(自動車等の使用及び管理)

第28条 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)等を使用する者及び所有する者は、必要な整備と適正な運転を行い大気汚染及び交通騒音の防止に努めなければならない。

第4節 改善命令等

(停止命令)

第29条 市長は、第24条から第27条までの規定に違反する者があったときは、その者に対し、当該違反行為の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(改善命令)

第30条 市長は、特定工場等が次の各号のいざれかに該当すると認めることは、期限を定めて当該特定施設の構造又は配置、使用方法、ばい煙等の処理方法等について改善を命ずることができる。

(1) 規制基準を超えてばい煙等を排出し、若しくは発生させているとき。
(2) 特定工場等の設置者が第16条第4項の規定により付された条件の措置を怠ったとき。

(一時停止)

第31条 市長は、次の各号のいざれかに該当すると認めることは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(1) 前条第1号の規定による改善命令に従わないとき。
(2) 第17条第1項の規定による認可を受けないで特定施設の内容を変更したとき。

2 市長は、前項第1号の規定による使用の一時停止命令に従わないときは、当該特定施設に係る認可を取り消すものとする。

(使用停止)

第32条 市長は、第16条の規定による認可を受けないで特定施設を使用していると認めるとき又は前条第2項の規定により認可を取り消されたときは、当該特定施設設置者に対し、当該特定施設の使用停止を命ずることができる。

第4章 雜則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第34条 次の各号のいざれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1 環境に関する条例

- (1) 第16条第1項の規定による認可を受けないで、特定工場等を設置した者
- (2) 第30条第1号の規定による改善命令に違反した者
- (3) 第31条第1項の規定による一時停止命令に違反した者
- (4) 第32条の規定による使用停止命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第17条第1項の規定による認可を受けないで、特定施設の内容を変更した者
- (2) 第18条第3項の規定による認定書の交付を受ける前に特定施設の使用を開始した者
- (3) 第22条の規定による届出をしなかった者
- (4) 第7条第1項の規定による立入検査を拒んだ者

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の釧路市公害防止条例(昭和46年釧路市条例第31号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それこれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、合併前の阿寒町又は音別町に属する区域に存するいずれかの施設が特定施設となった場合において、現に工場又は事業場にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係る第22条の適用については、第22条中「30日」とあるのは、「180日」とする。

4 施行日から平成17年11月30日までの間に、合併前の阿寒町又は音別町に属する区域において、工場又は事業場に新たに特定施設を設置する者(この条例の施行の際に設置の工事をしている者を除く。)は、第16条の規定にかかわらず、当該特定施設の設置後30日以内に、当該特定施設の設置について市長に届け出なければならない。この場合においては、第22条及び第23条の規定を準用する。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(3) 釧路市公害防止条例施行規則

平成17年10月11日

釧路市規則第156号

(趣旨)

第1条 この規則は、釧路市公害防止条例（平成17年釧路市条例第136号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第2条 条例第3条第2項に規定する特定施設は、別表第1に掲げる施設とする。ただし、騒音発生施設のうち騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく特定工場等に設置される施設を除く。

(規制基準)

第3条 条例第3条第4項に規定する規制基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(特定施設設置の認可の申請)

第4条 条例第16条第1項の規定による認可の申請は、特定施設設置認可申請書に、当該特定工場の敷地の周囲約100メートル以内の見取図及び特定施設の設置場所を示した図面を添えて行うものとする。

(軽微な変更)

第5条 条例第17条第1項ただし書に規定する市長が認める軽微な変更とは、次に掲げる変更で、かつ、ばい煙等の増加を伴わないものとする。

(1) 原動機の出力の増加を伴わない作業方法の変更

(2) 同一作業場内における特定施設の配置の変更

(3) ばい煙等の防止方法の変更

(承継届)

第6条 条例第21条の規定によりその地位を承継した者は、特定施設承継届出書により、市長に届け出なければならない。

(工場名称等変更届)

第7条 特定施設設置者は、条例第16条第2項第1号及び第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に工場名称等変更届出書により市長に届け出なければならない。

(申請書等の様式)

第8条 条例及びこの規則に規定する各申請書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設設置認可申請・使用届出書（条例第16条第2項、第22条） 様式第1号

(2) 工場名称等変更届出書、内容変更認可申請書、事故報告書（条例第17条第1項、第19条、規則第7条） 様式第2号

(3) 特定施設（設置・変更）認可通知書（条例第16条第3項、第17条第2項） 様式第3号

(4) 工事完成・特定施設（承継・廃止）届出書（条例第18条第1項、第20条、規則第6条） 様式第4号

(5) 認定書（条例第18条第2項） 様式第5号

(6) 身分証明書（条例第7条第2項） 様式第6号

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市公害防止条例施行規則（昭和46年釧路市規則第50号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附則（令和元年6月28日規則第3号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和3年3月31日規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

1 環境に関する条例

(4) 釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例

平成17年10月11日

釧路市条例第132号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 廃棄物減量等推進審議会（第7条）
- 第3章 一般廃棄物（第8条－第16条）
- 第4章 市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格（第17条）
- 第5章 廃棄物処理手数料（第18条－第20条）
- 第6章 一般廃棄物処理業等の許可（第21条－第23条）
- 第7章 補則（第24条）
- 第8章 罰則（第25条）
- 附則

（市民の責務）

第5条 市民は、再生品や再生可能な商品を選択すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、再利用を促進するため、集団資源回収等の自主的な活動に参加すること等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

3 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいる場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保持するため、清掃の実施に努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければならない。

3 何人も、公園、広場、道路その他の公共の場所に、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第2章 廃棄物減量等推進審議会

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 本市における廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、釧路市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門の事項を審議するため、審議会に専門部会を置くことができる。

第3章 一般廃棄物

（一般廃棄物処理計画）

第8条 市は、一般廃棄物処理計画（法第6条第1項の規定により定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、適正な一般廃棄物の処理を行うものとする。

（一般廃棄物の処理に関する基本的事項の告示）

第9条 市長は、土地又は建物の占有者及び事業者が一般廃棄物の適正な処理を容易にできるよう、一般廃棄物処理計画のうち、市の処理する一般廃棄物について、次に掲げる基本的事項を告示するものとする。これらに変更があったときも、また同様とする。

（1）廃棄物の種類

（2）分別の方法

（3）排出方法

（4）処理施設

（5）受入れ時間

（6）その他必要な事項

（市が処理する一般廃棄物）

第10条 市は、家庭系廃棄物（市長が指定する施設以外の施設に自ら搬入するものを除く。）を処理するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

2 市は、事業系一般廃棄物（市長が指定する施設に搬入したものに限る。）の処分を行うものとし、事業系一般廃棄物（糞尿を除く。）の収集及び運搬は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の場合においては、次条及び第18条の規定を準用する。

（市が処理する一般廃棄物の排出方法）

第11条 市が処理する家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみは、次に掲げる方法により排出しなければならない。

（1）可燃ごみ及び不燃ごみ（次号に規定する粗大ごみを除く。別表第1において同じ。）は、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に入れること。

（2）指定ごみ袋に入らない可燃ごみ及び不燃ごみ（以下「粗大ごみ」

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、及び再利用を促進し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- （2）家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （3）再利用 利用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
- （4）再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- （5）再生品 主に再生資源を用いて製造され、又は加工された製品をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、市民及び事業者の廃棄物の減量に関する自主的な活動に対し、必要な支援を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意見を施策に反映するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、再生資源及び再生品を利用することにより、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再利用を促進することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、過剰な包装を避けるよう努めるとともに、包装容器の回収に努めなければならない。

5 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

1 環境に関する条例

という。)は、粗大ごみごとに市長が指定するごみ処理券(以下「ごみ処理券」という。)を張り付けること。

2 市が処理する家庭系廃棄物のうち次の各号に掲げる可燃ごみは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法により排出することができる。

- (1) 刈草、落葉等 透明な袋等に入れること。
- (2) 木の枝 長さ50センチメートル以下に切断し、及び結束すること。
(適正処理困難物の指定)

第12条 市長は、市の処理する一般廃棄物のうちから、製品、容器などで、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難となっているものを、適正処理困難物として指定することができます。

2 市長は、前項の適正処理困難物となる製品等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の処置を講ずるよう必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第13条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に際して支障があるもの等市長が別に定める廃棄物を排出してはならない。

(一般廃棄物の管理等)

第14条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、分別し、保管し、及び市長の指定する方法で排出し、収集されるまでこれを管理しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を保管し、又は排出するときは、規則で定める基準に従い、環境衛生及び収集作業に支障がないようにしなければならない。

(一般廃棄物の管理等に対する指示)

第15条 市長は、前条の規定による一般廃棄物の管理等が、環境衛生又は収集作業に支障があると認めるときは、その改善を指示することができる。

(多量の廃棄物の排出者に対する指示)

第16条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 市長は、多量の家庭系廃棄物を生ずる排出者に対し、当該家庭系廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

第4章 市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格

第17条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第5章 廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第18条 市が一般廃棄物の処理をする場合で、別表第1に掲げる取扱区分の処理に該当するときは、同表により算定した額(汚水処理手数料の項にあっては、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の手数料を徴収する。ただし、第11条第2項各号に定める方法により排出するときは、これを徴収しない。

2 前項の手数料の徴収の方法は、規則で定める。

第19条 削除

(手数料の減免)

第20条 市長は、災害その他特別の事情があると認めたときは、第18条第1項の手数料を減免することができる。

第6章 一般廃棄物処理業等の許可

(一般廃棄物処理業の許可)

第21条 市長は、法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者がこれを破損し、又は紛失したときは、許可証の再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第22条 前条の規定は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条の規定による浄化槽清掃業の許可について準用する。

(許可申請手数料)

第23条 法第7条の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及び第21条第2項又は前条において準用する同項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

1 環境に関する条例

第7章 補則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(過料)

第25条 偽りその他不正の行為により、この条例に定めた手数料を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以内の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成6年釧路市条例第36号）、阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年阿寒町条例第8号。以下「合併前の阿寒町条例」という。）又は音別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年音別町条例第5号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証は、当該一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証の有効期間の満了する日までの間は、第21条第1項（第22条において準用する場合を含む。）の規定により交付された一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可証とみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 合併前の阿寒町の区域については、市は、施行日から平成18年3月31日までの間は、第10条第2項の規定にかかるわらず、し尿のほか事業系一般廃棄物の収集及び運搬を行うものとする。この場合において、事業系一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬及び処分に係るごみ処理手数料並びに排出方法は、第10条第3項の規定にかかるわらず、合併前の阿寒町条例（同条例に基づく規則を含む。）の例による。

5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年12月13日条例第299号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（規則で定める日 平成17年12月15日規則第284号により平成17年12月17日）

附 則（平成18年3月24日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第22号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（規則で定める日 平成19年5月21日規則第79号により平成19年8月1日）

附 則（平成20年12月12日条例第53号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第1号）抄

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月13日条例第39号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日条例第38号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(手数料等の改定に係る経過措置)

2 次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該各号に掲げる行為等（以下「登記の完了等」という。）に係る手数料等について適用し、施行日前の登記の完了等に係る手数料等については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 第14条の規定による改正後の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（以下「新廃棄物処理等条例」という。）別表第1（家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するときに係るごみ処理手数料に係る部分を除く。）可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみの搬入、し尿の収集又は汚水の搬入

3 新廃棄物処理等条例別表第1（家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するときに係るごみ処理手数料に係る部分に限る。）の規定（以下「新指定ごみ袋等手数料規定」という。）は、施行日以後に新廃棄物処理等条例第18条の規定により徴収するごみ処理手数料について適用し、施行日前に第14条の規定による改正前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第18条の規定によりごみ処理手数料を徴収した者に交付した同条例第11条第1項に規定する指定ごみ袋又はごみ処理券により、施行日以後に可燃ごみ若しくは不燃ごみ又は粗大ごみを処理するときは、新指定ごみ袋等手数料規定に規定するごみ処理手数料を徴収しているものとみなす。

(規則への委任)

8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則（平成31年3月22日条例第8号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(手数料等の改定に係る経過措置)

2 次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の当該各号に掲げる行為等（以下「登記の完了等」という。）に係る手数料等について適用し、施行日前の登記の完了等に係る手数料等については、なお従前の例による。

(1) 略

(2) 第15条の規定による改正後の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（以下「新廃棄物処理等条例」という。）別表第1（家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するときに係るごみ処理手数料に係る部分を除く。）可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみの搬入、し尿の収集又は汚水の搬入

3 新廃棄物処理等条例別表第1（家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するときに係るごみ処理手数料に係る部分に限る。）の規定（以下「新指定ごみ袋等手数料規定」という。）は、施行日以後に新廃棄物処理等条例第18条の規定により徴収するごみ処理手数料について適用し、施行日前に第15条の規定による改正前の釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例第18条の規定によりごみ処理手数料を徴収した者に交付した同条例第11条第1項に規定する指定ごみ袋又はごみ処理券により、施行日以後に可燃ごみ若しくは不燃ごみ又は粗大ごみを処理するときは、新指定ごみ袋等手数料規定に規定するごみ処理手数料を徴収しているものとみなす。

(規則への委任)

10 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成31年3月22日条例第12号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第18条関係）

手数料の種類	取扱区分	手数料の額
ごみ処理手数料	家庭系廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処理するとき。	<p>可燃ごみ及び不燃ごみ (指定ごみ袋に入れて排出するとき。)</p> <p>(指定ごみ袋 1枚につき)</p> <p>(1) 6リットル用 16円 (2) 10リットル用 26円 (3) 20リットル用 52円 (4) 30リットル用 78円 (5) 40リットル用 105円</p>
	粗大ごみ (ごみ処理券を貼り付けて排出するとき。)	ごみ処理券 1枚につき 392円
市長の指定する施設に自ら搬入した一般廃棄物のうち可燃ごみ及び不燃ごみ並びに粗大ごみを処分（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に規定する方法による食品廃棄物等の処分を除く。）するとき。	家庭系廃棄物	<p>(1) 10キログラムまで 84円 (2) 10キログラム超過分 10キログラムまでごと（5キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 84円</p>
	事業系一般廃棄物	<p>(1) 10キログラムまで 84円 (2) 10キログラム超過分 10キログラムまでごと（5キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 84円</p>
し尿処理手数料	し尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。	<p>(1回につき)</p> <p>(1) 100リットルまで 675円 (2) 100リットル超過分 20リットルごと（20リットル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 135円</p>
汚水処理手数料	市長の指定する施設に搬入された浄化槽汚泥等の汚水を処分するとき。	1キログラムごとに 7.06円

別表第2（第23条関係）

手数料の種類	手数料の額
許可申請手数料	15,000円
許可証再交付手数料	2,000円

2 環境基準

2 環境基準

環境基準とは、環境基本法およびダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染および騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準です。

環境基準の詳しい内容については、環境省のホームページで公開されています。

環 境 基 準 名	ホーメページアドレス
大気汚染に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/taiki.html
水質汚濁に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/mizu.html
騒音に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html
航空機騒音に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/oto2.html
地下水の水質汚濁に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/tika.html
土壤の汚染に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/dojou.html
ダイオキシン類に係る環境基準	https://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html

(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。

備考 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものを浮遊粒子状物質といい、粒径が 2.5μm 以下のものを微小粒子状物質という。

【参考】環境基準による大気汚染の評価方法

物 質	短期的評価 ^{*1}	長期的評価 ^{*2}
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
一酸化炭素 (CO)	1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし 1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超える日が 2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
光化学オキシダント (O _x)	昼間の 1 時間値で評価し、これが 0.06ppm 以下であること。	
二酸化窒素 (NO ₂)		日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)		1 年平均値が長期基準の 15μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値の年間 98%値が 35μg/m ³ 以下であること。

備考 1 年間にわたって長期的に評価する場合、年間の測定時間が 6,000 時間以上の測定局（有効測定局）のみを対象とする。

2 微小粒子状物質は、年間測定日数が 250 日未満の測定局は評価対象としない。

(注) *1 短期的評価とは、連続して又は同時に測定結果を評価するもので、測定を行った日又は時間について評価する。

*2 長期的評価とは、年間にわたる測定結果を評価するもので、1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外して評価を行う。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環 境 基 準
ベ ン ゼ ン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。

(3) 水質汚濁に係る環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六 億 ク ロ ム	0.02 mg/L 以下
砒 素	0.01 mg/L 以下
総 水 銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと*
P C B	検出されないこと*
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.004 mg/L 以下
1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg/L 以下
シス - 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04 mg/L 以下
1 , 1 , 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	1 mg/L 以下

項 目	基 準 値
1 , 1 , 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.006 mg/L 以下
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下
テ ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.01 mg/L 以下
1 , 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	0.002 mg/L 以下
チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下
シ マ ジ ジ ン	0.003 mg/L 以下
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L 以下
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
セ レ	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下
ほ う 素	1 mg/L 以下
1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注) ※「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2級、水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-
E	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	-

備考 1 基準値は日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧乏水性水域の水産生物用並びに

水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧乏水性水域の水産生物用

及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において

不快感を生じない限度

2 環境基準

(イ) 水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

【参考】本市河川の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備考
釧路川下流(2) (釧路取水口及び茂雪裡川合流点から下流)	B 生物A	□ イ	
釧路川下流(3) (新釧路川への分派点から下流)	E 生物A	□ イ	昭和47年4月1日【類型指定】北海道告示第1093号 平成13年5月7日【一部改正】北海道告示第820号 平成23年6月7日【水生生物類型指定】北海道告示第402号
阿寒川下流 (舌辛川合流点から下流)	B	イ	
別途前川（全域）	E	ハ	昭和48年3月15日【類型指定】北海道告示第642号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成
 5年以内で可及的速やかに達成
 5年を超える期間で可及的速やかに達成

イ 湖沼

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	-

備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等富栄養湖の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖の水域の水産生物用
 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(イ) 硝素・りん

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの） 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）

水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水 産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

環 境 保 全 快感を生じない限度

【参考】本市湖沼の類型指定状況

対象水域	該当類型	達成期間	備 考
春採湖（全域）	湖沼 B V	ハ ハ	昭和59年11月29日【類型指定】北海道告示第2062号
阿寒湖（全域）	湖沼 AA III	イ イ	昭和61年1月13日【類型指定】北海道告示第44号

(注) 達成期間の分類 イ 直ちに達成

□ 5 年以内で可及的速やかに達成

ハ 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

ウ 海域

(ア) 生活環境項目

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	-	-

備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 200CFU/100mL 以下とする。

(注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

2 環境基準

(4) 騒音に係る環境基準

① 騒音に係る環境基準

市長が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域（平成 24 年 3 月 30 日 釧路市告示第 93 号）

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

（等価騒音レベル L_{Aeq} ）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6~22 時	夜間 22~翌日 6 時
A	第 1 種区域及び第 2 種区域(都市計画法に基づく用途地域が第 1・2 種低層住居専用地域及び第 1・2 種中高層住居専用地域に限る)	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第2種区域（A 類型の地域を除く）	55 dB 以下	45 dB 以下
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く）	60 dB 以下	50 dB 以下

備考 1 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

2 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

3 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

イ 道路に面する地域

（等価騒音レベル L_{Aeq} ）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6~22 時	夜間 22~翌日 6 時
A	第 1 種区域及び第 2 種区域(都市計画法に基づく用途地域が第 1・2 種低層住居専用地域及び第 1・2 種中高層住居専用地域に限る。)	2 車線以上	60 dB 以下	55 dB 以下
B	第2種区域（A 類型の地域を除く。）	2 車線以上	65 dB 以下	55 dB 以下
C	第3種区域及び第4種区域（都市計画法に基づく工業専用地域を除く）	1 車線以上	65 dB 以下	60 dB 以下

備考 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

（等価騒音レベル L_{Aeq} ）

基準値 昼間 6~22 時	夜間 22~翌日 6 時	備 考	
70 dB 以下	65 dB 以下	1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。 ・2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル ・2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル 2 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。	

ウ 航空機騒音に係る環境基準

（時間帯補正等価騒音レベル L_{den} ）

地域の類型	基 準 値
I	57 dB 以下
II	62 dB 以下

（注）1 I を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、II を当てはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2 L_{den} （時間帯補正等価騒音レベル）とは、航空機 1 機ごとの飛行騒音の他、航空機の地上騒音等を含め時間帯ごとに重みづけをしたエネルギー量を積分した、航空機騒音のうるささを表す数値のこと。

(5) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと※
P C B	検出されないこと※
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注) ※「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

項目	基準値
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(6) 土壤の汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 未満であること
全シアン	検液中に検出されないこと※ ¹
有機燐（りん） ^{※1}	検液中に検出されないこと※ ¹
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壤 1 kg につき 15 mg 未満であること
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと※ ¹
P C B	検液中に検出されないこと※ ¹
銅	農用地（田に限る）において、土壤 1 kg につき 125 mg 未満であること

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg 及び 3 mg とする。

(注) ※ 1 「検出されないこと」とは、公定法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界値を下回ることをいう。

※ 2 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

項目	基準値
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
1,3-ジクロロプロパン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下
ふつ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下

(7) ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	
水質	1pg-TEQ/L 以下 (年平均値)	
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 規制基準

3 規制基準

規制基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、設定されている「環境基準」を達成することを目標に、公害等の発生源からである工場等から排出される大気や水質などの排出濃度及び発生する騒音や振動の大きさなどを規制する基準です。

規制基準の詳しい内容については、環境省のホームページで公開されています。

法律名	ホームページアドレス
大気汚染防止法	https://www.env.go.jp/air/osen/law/index.html
水質汚濁防止法	https://www.env.go.jp/water/mizu.html
騒音規制法	https://www.env.go.jp/air/noise/low-gaiyo.html
振動規制法	https://www.env.go.jp/air/sindo/low-gaiyo.html
悪臭防止法	https://www.env.go.jp/air/akushu/akushu.html
ダイオキシン類対策特別措置法	https://www.env.go.jp/air/dioxin/dioxin.html

(1) 大気汚染防止法

昭和43年 6月10日法律第97号
改正 平成29年 6月 2日法律第45号

① 硫黄酸化物 実際の硫黄酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q = 硫黄酸化物 (単位 : 0°C、1気圧の状態に換算したNm³/時)

K = 10 (釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区はK = 17.5)

He = 補正された排出口の高さ (単位 : m)

② ばいじん

主な施設の種類	使用燃料	排出ガス量 (Nm ³ /h)	標準酸素濃度 On (%)	排出基準値 (設置年月日別) (単位:g/Nm ³)				当分の間 適用猶予 On	
				S57.5.31以前		S57.6.1以後			
				S60.9.10以後		H2.9.10以後			
ボイラー (伝熱面積10m ² 以上のもの)	ガス専焼	4万以上	5	0.05				-	
		4万未満	5	0.10					
	液体燃焼 ^{※1}	20万以上	4	0.07	0.05			-	
		4万~20万	4	0.18	0.15				
		1万~4万	4	0.25					
		1万未満	Os	0.30					
	石炭燃焼	20万以上	6	0.15 ^{※2}	0.10			-	
		4万~20万	6	0.25 ^{※2}	0.20				
		4万未満	6	0.35 ^{※2}	0.30				
小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で燃焼能力 50 l/h(重油換算)以上のもの)	ガス専焼		Os	当分の間適用猶予				-	
	液体燃焼 ^{※3}		Os	当分の間 適用猶予	0.50	0.30		4	
			6		0.50	0.30		-	
主な施設の種類	焼却能力		標準酸素濃度 On (%)	排出基準値 (設置年月日) (単位:g/Nm ³)					
廃棄物焼却炉 (火格子面積2m ² 以上のもの)	4 t/h以上		12	H10.6.30以前		H10.7.1以後			
	2~4 t/h			0.08		0.04			
	0.2~2 t/h			0.15		0.08			
				0.25		0.15			

備考 上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された値である。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs$$

C : ばいじんの量(g/Nm³)

On : 標準酸素濃度(%)上表のO n欄のとおりとする。

Os : 排出ガス中の酸素濃度(%). ただし、20%を超える場合は20%とする。

Cs : ばいじんの実測値(g/Nm³)

(注) ※ 1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。

※ 2 H7.7.2までの間、発熱量が5,000kcal/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3以降発熱量が5,500kcal/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間0.45とする。

※ 3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料 (A重油、灯油、軽油) を専焼せるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼せるものは当分の間適用猶予。

(3) 窒素酸化物

主な施設の種類	使用燃料	排出ガス量 (Nm ³ /h)	標準 酸素 濃度 On (%)	排出基準値(設置年月日別)(単位:ppm)		
				S48.8.9以前	S48.8.9以降	S50.12.10以降
ボイラー (伝熱面積10m ² 以上のもの)	ガス専焼	50万以上	5	130	100	60
		10万~50万		130	100	
		4万~10万		130		100
		1万~4万		150	130	
		1万未満		150		
	液体燃焼 ^{※1※2}	50万以上	4	180	150	130
		4万~50万		190	180	150
		1万~4万		230	150	
		1万未満		250		180
小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で燃焼能力50 l/h(重油換算)以上のもの)	固体燃料		6	当分の間適用猶予		
	液体燃焼 ^{※3}			300	260	
乾燥炉 ^{※4}			16	250	230	
廃棄物焼却炉 ^{※5}	連続炉	4万以上	12	300	250	
		4万未満		300		250
	連続炉以外	4万以上		-	250	

備考 上表に掲げる窒素酸化物の量は次式で換算された値である。

$$C = \frac{21 - On}{21 - Os} \times Cs$$

C : 窒素酸化物の濃度(ppm)

On : 標準酸素濃度(%)。上表のOn欄のとおりとする。

Os : 排出ガス中の酸素濃度(%)。ただし、20%を超える場合は20%とする。

Cs : 窒素酸化物の実測値(ppm)

(注) ※ 1 液体燃焼とは、液体専焼及び液体・気体混焼のことであり液体・固体混焼を含まない。

※ 2 液体燃焼のうち52.9.10前に設置された排出ガス量が0.5万N/m³/h未満の過負荷燃焼型のものは適用除外。

※ 3 小型ボイラーのうち軽質液体燃料（A重油、灯油、軽油、ガス等）を燃料とするものは適用除外。

※ 4 乾燥炉は、銅・鉛又は亜鉛の精錬に用いるもの及びトリポリ磷酸ナトリウム製造用のものを除く。

※ 5 廃棄物焼却炉とは、浮遊回転燃焼方式によるもの（連続式に限る）及びニトロ化合物、アミノ化合物、若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が4万m³未満の連続炉に限る）以外の廃棄物焼却炉。

(4) 水銀

対象施設	水銀排出施設	施設の規模・要件	排出基準(μg/Nm ³) ^{※1}	
			新規施設	既存施設 ^{※2}
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専燃ボイラー	●伝熱面積10m ² 以上 ●燃焼能力 ^{※3} 50L/h以上	8	10
	大型石炭混燃ボイラー		10	15
	小型石炭混燃ボイラー ^{※4}		30	50
廃棄物の焼却施設	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	●火格子面積2m ² 以上 ●焼却能力200kg/h以上	30	50

(注) ※ 1 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準を適用

※ 2 施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む）

※ 3 バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

※ 4 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で10万L/h未満のもの

3 規制基準

(2) 水質汚濁防止法

昭和45年12月25日法律第138号
改正 令和4年16月7日法律第68号

① 一律排水基準

(ア) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアノ化合物	1mg/L
有機燃化合物 ^{※1}	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L

備考 「検出されないこと。」とは、規定の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(注) ※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る

※2 ほう素及びふっ素については、海域に排出する場合、括弧内の数値を適用する。

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、^{※3}亜硝酸化合物及び硝酸化合物

有害物質の種類	許容限度
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベニゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物 ^{※2}	10mg/L(230mg/L)
ふっ素及びその化合物 ^{※2}	8mg/L(15mg/L)
アンモニア、アンモニウム化合物、 ^{※3} 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6 (河川湖沼) 5.0~9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)

備考 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

項目	許容限度
n-ヘキサン抽出物質含有量	5mg/L (鉱油類) 30mg/L (動植物油脂類)
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L

② 上乗せ排水基準〈釧路市関係分のみ〉

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例

(昭和47年4月3日北海道条例第27号)

上乗せ排水基準とは、都道府県が水質汚濁法に基づき条例で定める排水基準です。

一律排水基準では、水質汚濁を防ぐには不十分と認められる水域について、より厳しい排水基準が適用されます。

ア 有害物質に係る排水基準

適用区域	業種又は施設	許容限度 (mg/L)					
		カドミウム及びその化合物	シアノ化合物	有機リン化合物	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
釧路海域	全業種 (化学肥料製造業を除く) (2,000 m ³ /日以上)	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005
	化学肥料製造業	0.01	検出されないこと	検出されないこと	0.05	0.05	0.0005

イ 生活環境項目に係る排水基準

適用区域	業種又は施設	許容限度(mg/L) (() 内は日間平均)	
		生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)
釧路川水域	乳製品製造業 (1,000 m ³ /日以上)	80 (60)	70 (50)
	水産食料品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	2,600 (2,000)	—
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	2,600 (2,000)	—
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)	40 (30)	90 (70)
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る)	昭和46年9月23日以前に設置されたもの	120 (90)
		昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもの	80 (60)
		昭和47年10月1日以後に設置されたもの	40 (30)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)	(20)	(70)
阿寒川水域	肉製品製造業	80 (60)	70 (50)
	水産食料品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	2,600 (2,000)	—
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	2,600 (2,000)	—
	と畜業		70 (50)
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)	40 (30)	90 (70)
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る)	40 (30)	90 (70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)	(20)	(70)

適用区域	業種又は施設	許容限度(mg/L) (() 内は日間平均)	
		化学的酸素要求量(COD)	浮遊物質量(SS)
釧路海域 (旧釧路川の部分を除く)	水産食料品製造業 (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	1,300 (1,000)	—
	魚粉飼料製造業 (フィッシュソリュブル製造業を含む) (20m ³ /日以上50m ³ /日未満)	780 (600)	—
	パルプ製造業	—	90 (70)
	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る)	昭和46年9月23日以前に設置されたもの	120 (90)
		昭和46年9月24日から昭和47年9月30日までの間に設置されたもの	80 (60)
		昭和47年10月1日以後に設置されたもの	40 (30)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)	(20)	(70)
阿寒湖水域	し尿浄化槽 (処理対象人員が501人以上のものに限る)	40 (30)	90 (70)
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る)	(20)	(70)

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排出基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

(注) 業種又は施設の欄の()内の「○○m³/日以上」、「○○m³/日以上○○m³/日未満」は、上乗せ排水基準が適用となる1日当たりの平均的な排出水の量を表す。

【参考】適用区域の範囲

名称	範 囲
釧路海域	釧路市新野と白糠町コトイの境界の陸岸と同地点から南に3,000mの地点を結ぶ線、同地点と春採川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域（釧路川水域（旧釧路川の部分を除く）及び阿寒川水域を除く）

3 規制基準

(3) 騒音規制法

昭和43年 6月10日法律第98号
改正 平成26年 6月18日法律第72号

① 特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第90号）

区域区分	時間区分	朝 夕	昼 間	夜 間
	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午前8時から 午後7時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで	
第1種区域	40 dB	45 dB	40 dB	
第2種区域	45 dB	55 dB	40 dB	
第3種区域	55 dB	65 dB	50 dB	
第4種区域	65 dB	70 dB	60 dB	

(注) 第1種区域 良好的な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。基準値は、特定工場等の敷地境界線上での値。

② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示第1号)

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 dB	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

(注) 1 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内をいう。

2 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

③ 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6～22時	夜間 22～翌日 6時
A 区域及び B 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB 以下	55 dB 以下
A区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB 以下	65 dB 以下
B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びC区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB 以下	70 dB 以下

備考 幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として次表のとおり。

幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

(等価騒音レベル L_{Aeq})

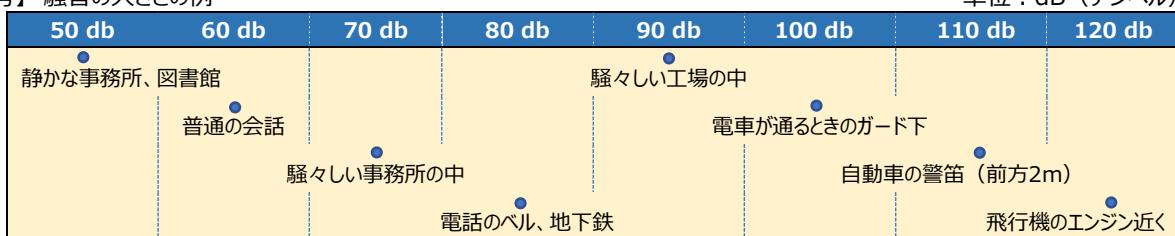
要請限度	備 考	
	昼間 6～22時	夜間 22～翌日 6時
75 dB 以下	70 dB 以下	2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界から 15 メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地境界から 20 メートルまでの範囲をいう。

(平成 12 年 3 月 31 日 北海道告示第 522 号)

都道府県知事が定める区域の区分	
A区域	騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあっては、都市計画法に基づく用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る）
B区域	指定地域のうち、第2種区域（A区域として定める地域を除く）
C区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法に基づく用途地域の工業専用地域（以下「工業専用地域」という）を除く）及び第4種区域（工業専用地域を除く）

【参考】騒音の大きさの例

単位 : dB (デシベル)



(4) 振動規制法

昭和51年 6月10日法律第64号
改正 平成26年 6月18日法律第72号

- ① 特定工場等において発生する振動の規制基準（平成24年3月30日釧路市告示第91号）

区域区分	時間区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～翌日8:00
	第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル	

(注) 1 第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分をいう。

2 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

- ② 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日総理府令第58号）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 dB	19:00～7:00	22:00～6:00	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

(注) 1 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された第1種区域の全域並びに第2種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別老人ホームの敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。

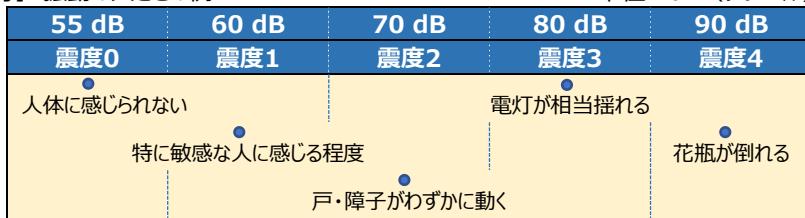
2 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

- ③道路交通振動に係る要請限度

区域区分	時間区分	昼 間 8:00～19:00	夜 間 19:00～翌日8:00
	第1種区域	65 dB	60 dB
第2種区域	70 dB	65 dB	

【参考】 振動の大きさの例

単位 : dB (デシベル)



3 規制基準

(5) 悪臭防止法

昭和46年 6月 1日法律第 91号
改正 平成23年 8月30日法律第105号

物質の濃度による悪臭の規制基準

(平成24年3月30日釧路市告示第92号)

特定悪臭物質	基 準 値		
	敷地境界線(ppm) A区域	気体排出施設の排出口 (m ³ N)	排出水(mg/L)
アンモニア	1	※1	—
メチルメルカプタン	0.002	—	※2
硫化水素	0.02	※1	※2
硫化メチル	0.01	—	※2
二硫化メチル	0.009	—	※2
トリメチルアミン	0.005	※1	—
アセトアルデヒド	0.05	—	—
プロピオンアルデヒド	0.05	※1	—
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	※1	—
イソブチルアルデヒド	0.02	※1	—
ノルマルバニルアルデヒド	0.009	※1	—
イソバニルアルデヒド	0.003	※1	—
イソブタノール	0.9	※1	—
酢酸エチル	3	※1	—
メチルイソブチルケトン	1	※1	—
トルエン	10	※1	—
スチレン	0.4	—	—
キシレン	1	※1	—
プロピオン酸	0.03	—	—
ノルマル酪酸	0.001	—	—
ノルマル吉草酸	0.0009	—	—
イソ吉草酸	0.001	—	—

(注) 1 敷地境界線における規制基準は、6段階臭気強度法と濃度との関係から定められており、釧路市のA区域は臭気強度2.5に対応する濃度である。

2 「※1」気体排出施設の排出口の基準値は、敷地境界線の基準値、排出口の高さ及び排出ガスの流量等を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第3条に基づいて算出する。

3 「※2」排出水の基準値は、敷地境界線の基準値、悪臭防止法施行規則の別表第2に掲げる値を用いて、特定悪臭物質の種類ごとに悪臭防止法施行規則第4条に基づいて算出する。

【参考】官能試験法による悪臭対策指導要綱（昭和59年3月31日北海道制定）に定める指導基準値

① 工場等の敷地境界の場合

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

② 工場等の気体排出口の場合

区域区分	臭気指数
A	30
B	34
C	38

(注) 1 区域区分（A,B,C）は、悪臭防止法に基づき北海道が定めた区域区分であり、釧路市はA区域である。

2 臭気指数とは、においのある空気を無臭の空気で臭気の感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍率（臭気濃度）を次式で変換したものである。

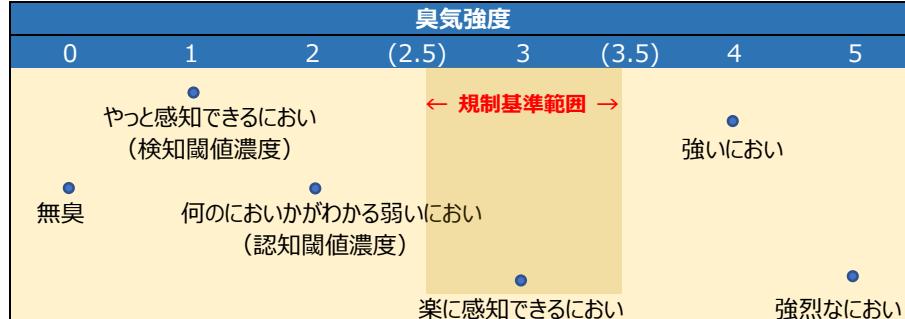
$$Z=10\log Y$$

Y : 臭気濃度

Z : 臭気指数

3 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

【参考】6段階臭気強度表示法



(6) ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年 7月16日法律第105号
改正 平成26年 6月18日法律第 72号

① 大気排出基準

(単位 ng-TEQ/m³N)

施設	規模等	基準値
焼結炉（銑鉄の製造の用に供するものに限る）	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1
製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼・鍛鋼の製造の用に供するものを除く）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・溶解炉・乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉	焙焼炉・乾燥炉：原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上 溶解炉：容量が1トン以上のもの	1
廃棄物焼却炉（火床面積が0.5m ² 以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上のもの）	焼却能力が1時間当たり4,000kg以上	0.1
	焼却能力が1時間当たり2,000kg以上4,000kg未満	1
	焼却能力が1時間当たり2,000kg未満	5

※ 1ng (ナノグラム)は10億分の1グラム

② 水質排出基準

(単位 pg-TEQ/L)

施設	基準値
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設	
6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化ホウ素洗浄施設	
7 カブロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9 四-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10 二・三-ジクロロ-一・四-ナフチノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11 八・十八-ジクロロ-五・十五-ジエチル-五・十五-ジヒドロジンドロ [三・二- b ..三'・二'- m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット）の製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	10
12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設及び湿式集塵施設	
13 亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14 担体付き触媒からの金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	
17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18 1から17の施設に係る汚水及び廃液を処理する下水道終末処理施設	
19 1から17の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設（公共用水域及び下水道終末処理施設に排出されるものを除く）	

※ 1pg (ピコグラム)は1兆分の1グラム

3 規制基準

(7) 釧路市公害防止条例

平成17年釧路市条例第136号

釧路市公害防止条例では、大気汚染防止法の対象外となる小型のボイラーから排出されるいおう酸化物と騒音規制法の指定地域内に設置される定格出力が一定規模以上の固定式エンジンやジーゼル発電機などから発生する騒音について、規制基準を定めています。

- ① いおう酸化物 実際のいおう酸化物排出量が、次式で求められた排出基準 q を下回ること。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

q =いおう酸化物（単位：0℃、1気圧の状態に換算したNm³/時）

K=10（釧路市の規制値、ただし阿寒及び音別地区はK=17.5）

He=補正された排出口の高さ（単位：m）

【参考】特定施設（いおう酸化物発生施設）

施設名	規 模
ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満のもの。 ただし、使用燃料のいおう化合物の含有量が0.05パーセント以下のものは除く。

- ② 特定工場において発生する騒音の規制基準

区域区分	時間区分	朝 夕	昼 間	夜 間
	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午前8時から 午後7時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで	
第1種区域	40 dB	45 dB	40 dB	
第2種区域	45 dB	55 dB	40 dB	
第3種区域	55 dB	65 dB	50 dB	
第4種区域	65 dB	70 dB	60 dB	

(注) 1 「第1種区域」「第2種区域」「第3種区域」「第4種区域」とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域をいう。

2 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線上とする。

【参考】特定施設（騒音発生施設）

番号	施設名	規 模
1	ジーゼル、ガソリン、エンジン	定格出力が7.5キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
2	ジーゼル発電機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上で緊急用を除き固定式のもの
3	冷凍機	原動機の定格出力が75キロワット以上のもの
4	丸のこ・帯のこ盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
5	かんな盤	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、2.25キロワット未満のもの
6	グラインダー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のもの
7	せん断機	原動機の定格出力が0.75キロワット以上、3.75キロワット未満のもの

4 測定結果

(1) 大気汚染常時監視測定結果

① 二酸化硫黄

(令和3年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	1時間値0.1ppmの超過時間数とその割合		日平均値0.04ppmの超過日数とその割合		日平均値(2%除外値)	日平均値0.04ppmの超過日数が2日以上連続	環境基準長期的評価 日平均値0.04ppmの超過日数	
					(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	
釧路高専	362	8708	0.000	0.036	0	0	0	0	0	0.002	○	0
昭和小学校	362	8685	0.001	0.030	0	0	0	0	0	0.004	○	0

② 二酸化窒素

(令和3年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	1時間値0.2ppmの超過時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値0.06ppmの超過日数とその割合	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	日平均値(年間98%値)	98%値評価による日平均値0.06ppmの超過日数	
					(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	
釧路高専	336	8085	0.009	0.076	0	0	0	0	0	0	0	0.022	0
昭和小学校	361	8688	0.006	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0

③ 窒素酸化物（一酸化窒素・二酸化窒素）

(令和3年度)

測定局	一酸化窒素					二酸化窒素				
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	日平均値(98%値)	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	日平均値(98%値)
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)
釧路高専	336	8085	0.003	0.091	0.012	336	8085	0.009	0.076	0.022
昭和小学校	361	8688	0.002	0.114	0.009	361	8688	0.006	0.050	0.014

④ 窒素酸化物（合計値）

(令和3年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	日平均値(98%値)	年平均値NO2/(NO+NO2)	
						(日)	(時間)
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)	
釧路高専	336	8085	0.012	0.151	0.035		74.3
昭和小学校	361	8688	0.008	0.157	0.022		73.1

⑤ 浮遊粒子状物質（SPM）

(令和3年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間の最高値	1時間値0.20mg/m ³ の超過時間数とその割合		日平均値0.10mg/m ³ の超過日数とその割合		日平均値(2%除外値)	日平均値0.10mg/m ³ の超過日数が2日以上連続	環境基準長期的評価 日平均値0.10mg/m ³ の超過日数	
					(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)
(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(有×無○)	(日)	
釧路高専	286	6853	0.007	0.201	1	0	0	0	0	0.021	○	0
昭和小学校	286	6854	0.007	0.061	0	0	0	0	0	0.018	○	0

⑥ 微小粒子状物質（PM2.5）

(令和3年度)

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値(年間98%値)	日平均値が35μg/m ³ の超過日数とその割合		測定方法	等価性の有無
				(日)	(μg/m ³)	(%)	
(日)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(%)	(日)	(%)	β線吸収法	有
昭和小学校	363	5.0	13.3	0	0	0	有

4 測定結果

⑦ 大気経年変化（年平均値）

ア 二酸化硫黄

年度 測定局	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
	(単位 ppm)				
釧路高専局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
昭和小学校局	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

イ 二酸化窒素

年度 測定局	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
	(単位 ppm)				
釧路高専局	0.006	0.007	0.007	0.008	0.009
昭和小学校局	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006

ウ 浮遊粒子状物質

年度 測定局	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)
	(単位 mg/m ³)				
釧路高専局	0.012	0.011	0.013	0.013	0.007
昭和小学校局	0.010	0.009	0.010	0.011	0.007

備考 微小粒子状物質の測定機関は北海道

(2) 公共用水域水質測定結果

① 公共用水域水質測定結果（健康項目）

区 分		河 川						
水 域		釧路川	新釧路川		別途前川		仁々志別川	武佐川
測 定 点		幣舞橋	新川橋	愛國浄水場 取水口	星が浦川 河口	星が浦川 野嵐橋	不二橋	JR 武佐川 橋梁
項目	環境基準							
カドミウム	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	-	<0.1	<0.1	-	-	-	-
鉛	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	-
六価クロム	0.05mg/L 以下	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	-
ヒ素	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-
総水銀	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	-
1,1-ジクロロエレン	0.1mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエレン	0.04mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-
トリクロロエレン	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-
トетラクロロエレン	0.01mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	-	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-
チウラム	0.006mg/L 以下	-	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-
シマジン	0.003mg/L 以下	-	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	-	<0.002	<0.002	-	-	-	-
ベンゼン	0.01mg/L 以下	-	<0.001	<0.001	-	-	-	-
セレン	0.01mg/L 以下	-	<0.002	<0.002	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	-	0.40	0.40	-	-	0.56	4.3
ふつ素	0.8mg/L 以下	-	-	0.2	-	-	-	0.2
ほう素	1mg/L 以下	-	-	0.12	-	0.03	-	0.30
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	-
測定機関		北海道	北海道開発局		北海道		釧路市	

(注) 1 表内の数値は、測定結果のうち最大の値である。

2 平成 13 年 4 月の河川名変更にともない関連する標記は修正している。

4 測定結果

区分		湖 沼		海 域		
水 域		春採湖	阿寒湖	釧路海域		
測 定 点		ST-1	ST-2	ST-3	ST-10	ST-11
項目	環境基準					
カドミウム	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-
全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-
鉛	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-
六価クロム	0.05mg/L 以下	-	-	-	-	-
ヒ素	0.01mg/L 以下	<0.005	0.012	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエレン	0.1mg/L 以下	-	-	-	-	-
ジス-1,2-ジクロロエレン	0.04mg/L 以下	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	-	-	-	-	-
トリクロロエレン	0.01mg/L 以下	-	-	-	-	-
テトラクロロエレン	0.01mg/L 以下	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下	-	-	-	-	-
チウラム	0.006mg/L 以下	-	-	-	-	-
シマジン	0.003mg/L 以下	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001	-	-	-	-
セレン	0.01mg/L 以下	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	0.070	0.058	-	-	-
ふつ素	0.8mg/L 以下	-	0.1	-	-	-
ほう素	1mg/L 以下	-	0.29	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	-	-	-	-	-
測定機関		北海道				

(注) 1 表内の数値は、測定結果のうち最大の値である。

2 春採湖の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の数値は、ステーションごとの最大の値を記載している。

4 測定結果

② 公共用水域水質測定結果（生活環境項目）

(令和3年度)

水系		釧路川水系						
水域		釧路川	別保川	武佐川	新釧路川			仁々志別川
類型		E、生物 A	—	—	B、生物 A	B、生物 A	A、生物 A	—
測定点名		幣舞橋	別保橋	JR 武佐川 橋梁	新川橋	鶴見橋	愛國浄水場 取水口	不二橋
pH	範囲	7.3~8.6	7.5~8.3	7.5~8.0	7.2~7.6	7.1~7.7	7.3~7.6	6.9~7.1
DO(mg/L)	最小値～最大値 (平均値)	7.1~21 (12)	6.5~14 (11)	5.3~12 (9.1)	8.8~13 (11)	8.1~12 (9.9)	9.2~13 (11)	8.2~12 (10)
BOD(mg/L)	最小値～最大値	0.5~3.6	<0.5~2.1	6.3~11	<0.5~1.9	0.6~1.8	<0.5~1.8	<0.5~0.8
日間 平均値	75%値	1.3	1.0	10	0.9	1.0	0.9	0.8
	最小値～最大値 (平均値)	0.5~3.6 (1.7)	<0.5~2.1 (1.1)	6.3~11 (9.2)	<0.5~1.9 (0.9)	0.6~1.8 (1.1)	<0.5~1.8 (1.0)	<0.5~0.8 (0.7)
SS(mg/L)	最小値～最大値 (平均値)	6~26 (15)	3~10 (7)	17~30 (24)	4~29 (15)	7~24 (18)	7~41 (18)	1~7 (3)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	最小値	—	4.9×10^1	1.3×10^1	3.3×10^1	1.7×10^2	1.3×10^1	4.9×10^1
	最大値	—	1.3×10^3	2.4×10^3	3.3×10^3	1.4×10^3	7.9×10^3	1.7×10^2
	平均値	—	4.6×10^2	9.7×10^2	1.3×10^3	5.1×10^2	2.4×10^3	1.3×10^2
全亜鉛(mg/L)	最小値～最大値	0.007~ 0.009	0.003~ 0.003	0.004~ 0.004	<0.001~ 0.003	0.003~ 0.003	<0.001~ 0.002	0.003~ 0.003
	平均値	0.008	0.007	0.004	0.002	0.003	0.001	0.003
測定機関		北海道	釧路市	釧路市	開発局	釧路市	開発局	釧路市

水系		別途前川水系			阿寒川水系					
水域		別途前川			阿寒川		長沼	オホシカッコ川	大楽毛川	
類型		—	—	—	B	A	AA	—	—	
測定点名		星が浦川 河口	竜神川 河口	星が浦川 野嵐橋	大楽毛橋	丹頂橋	阿寒川橋	長沼中流	阿寒川 合流前	
pH	範囲	6.7~7.1	6.9~7.2	6.4~6.7	7.4~7.7	7.6~8.0	7.6~7.9	7.1~8.0	7.2~8.7	6.9~7.1
DO(mg/L)	最小値～最大値 (平均値)	3.4~5.9 (4.6)	2.7~8.3 (5.9)	2.3~4.6 (3.3)	10~15 (12)	11~15 (13)	10~16 (12)	4.0~17 (9.1)	<0.5~5.6 (2.9)	6.9~12 (9.1)
BOD(mg/L)	最小値～最大値	4.7~11	48~58	2.6~11	0.5~0.6	<0.5~0.7	<0.5~0.6	5.7~33	16~100	0.7~2.0
日間 平均値	75%値	7.4	53	7.8	0.6	0.6	0.5	30	46	1.6
	最小値～最大値 (平均値)	4.7~11 (7.2)	48~58 (53)	2.6~11 (6.2)	0.5~0.6 (0.6)	<0.5~0.7 (0.6)	<0.5~0.6 (0.5)	5.7~33 (19)	16~100 (49)	0.7~2.0 (1.4)
SS(mg/L)	最小値～最大値 (平均値)	14~50 (31)	10~15 (12)	25~37 (31)	6~35 (15)	6~16 (9)	1~4 (3)	7~45 (25)	12~21 (17)	2~7 (4)
大腸菌群数 (MPN/100mL)	最小値	—	—	—	3.3×10^1	7.9×10^1	7.9×10^1	4.9×10^2	9.4×10^3	2.2×10^2
	最大値	—	—	—	3.5×10^3	9.2×10^2	3.5×10^2	3.3×10^6	1.7×10^6	4.9×10^2
	平均値	—	—	—	1.2×10^3	4.0×10^2	2.0×10^2	9.9×10^5	5.8×10^5	3.0×10^2
全亜鉛(mg/L)	最小値～最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平均値	—	—	—	—	—	—	—	—	—
測定機関		北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	釧路市	釧路市	釧路市

(注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

2 75%値とは、年間の日間平均値(y個)を値の小さい順に並べたとき、 $0.75 \times y$ (整数でない場合は端数切り上げ) 番目の値である。

3 測定機関の欄は次の例による：開発局…北海道開発局

4 測定結果

③ 公共用水域水質測定結果（湖沼）

ア 生活環境項目

水系名	測定点名	類型	pH	DO(mg/L)	COD(mg/L)		SS(mg/L)	大腸菌群数(MPN/100mL)	測定機関
			範囲	最小値～最大値(平均値)	最小値～最大値(平均値)	75%値	最小値～最大値(平均値)	最小値～最大値(平均値)	
春採湖	ST-1 (幣舞中学校下側)	B	8.0～8.8	9.6～13 (11)	5.4～9.1 (6.9)	8.0	4～22 (12)	$4.0 \times 10^0 \sim 3.5 \times 10^2$ (9.7×10^1)	釧路市
	ST-2 (チャシカチャシ横側)	B	7.9～8.6	9.4～13 (11)	6.0～9.2 (7.8)	9.0	14～39 (24)	$1.4 \times 10^1 \sim 5.4 \times 10^2$ (2.1×10^2)	
	ST-3 (旧柏木小学校側)	B	8.1～8.8	9.4～14 (12)	5.3～9.5 (7.1)	7.8	5～15 (11)	$4.0 \times 10^0 \sim 1.3 \times 10^3$ (3.4×10^2)	北海道
	ST-4 (旧科学館下側)	B	8.0～8.7	9.2～13 (11)	5.8～9.4 (7.6)	8.3	11～26 (18)	$2.2 \times 10^1 \sim 1.3 \times 10^3$ (4.0×10^2)	
阿寒湖	ST-1 (表層)	AA	7.7～8.0	9.6～13 (11)	2.1～2.6 (2.4)	2.5	<1～1 (1)	<0～4.9×10 ¹ (1.4×10^1)	北海道
	ST-1 (水深5m)	AA	7.6～8.0	9.3～12 (10)	2.0～3.1 (2.4)	2.5	<1～2 (1)	—	
	ST-2 (表層)	AA	7.6～8.0	9.9～15 (11)	2.1～2.5 (2.2)	2.2	<1～<1 <td><0～2.3×10¹ (9.8×10^0)</td> <td data-kind="ghost"></td>	<0～2.3×10 ¹ (9.8×10^0)	
	ST-2 (水深5m)	AA	7.6～8.0	9.1～12 (10)	2.1～2.5 (2.3)	2.3	<1～1 (1)	—	
	ST-3 (表層)	AA	7.6～8.0	9.8～15 (11)	2.0～2.3 (2.2)	2.2	<1～1 (1)	$2.0 \times 10^0 \sim 1.7 \times 10^1$ (9.8×10^0)	
	ST-3 (水深5m)	AA	7.6～8.0	9.8～13 (11)	2.0～2.9 (2.4)	2.3	<1～1 (1)	—	

(注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

2 春採湖の数値は表層部のものである。

3 75%値とは、年間の日間平均値(y個)を値の小さい順に並べたとき、 $0.75 \times y$ (整数でない場合は端数切り上げ) 番目の値である。

イ 硝素・りん

(令和3年度)

水系名	測定点名	類型	全窒素(mg/L)		全りん(mg/L)	
			最小値～最大値(平均値)	最小値～最大値(平均値)	最小値～最大値(平均値)	最小値～最大値(平均値)
春採湖	ST-1 (幣舞中学校下側)	V	0.33～0.82 (0.59)		0.030～0.066 (0.045)	
	ST-2 (チャシカチャシ横側)	V	0.50～1.0 (0.72)		0.044～0.092 (0.067)	
	ST-3 (旧柏木小学校側)	V	0.36～0.84 (0.59)		0.026～0.058 (0.044)	
	ST-4 (旧科学館下側)	V	0.39～0.88 (0.64)		0.036～0.078 (0.058)	
阿寒湖	ST-1	III	0.08～0.15 (0.11)		0.011～0.059 (0.035)	
	ST-2	III	0.11～0.14 (0.12)		0.012～0.058 (0.032)	
	ST-3	III	0.10～0.16 (0.13)		0.013～0.058 (0.030)	

(注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

2 春採湖の数値は表層部のものである。

④ 公共用水域水質測定結果（海域、生活環境項目）

ア 生活環境項目

(令和3年度)

水系名	測定点名	類型	pH	DO(mg/L)	COD(mg/L)			油分(mg/L)	大腸菌群数(MPN/100mL)	測定機関
			範囲	最小値～最大値(平均値)	最小値～最大値	日間平均値 75%値	最小値～最大値(平均値)	最小値～最大値(平均値)	最小値～最大値(平均値)	
釧路海域	ST-1	A	7.8～8.0	10～12(11)	0.9～2.4	2.4	0.9～2.4(2.0)	<0.5～<0.5(<0.5)	$2.0 \times 10^0 \sim 5.4 \times 10^2$ (1.6×10^2)	北海道
	ST-2	A	7.9～8.2	10～13(11)	1.1～3.8	2.1	1.1～3.8(2.1)	<0.5～<0.5(<0.5)	$2.3 \times 10^1 \sim 7.9 \times 10^1$ (6.5×10^1)	
	ST-3	A	7.9～8.1	10～12(11)	1.2～3.6	2.3	1.2～3.6(2.2)	<0.5～<0.5(<0.5)	$4.0 \times 10^0 \sim 5.4 \times 10^2$ (1.4×10^2)	
	ST-4	B	7.9～8.1	10～13(11)	1.0～2.8	2.8	1.0～2.8(2.1)	<0.5～<0.5(<0.5)	-	
	ST-5	B	7.9～8.1	10～13(11)	0.9～2.9	1.6	0.9～2.9(1.7)	<0.5～<0.5(<0.5)	-	
	ST-6	B	7.9～8.2	10～12(11)	0.7～3.4	1.6	0.7～3.4(1.7)	<0.5～<0.5(<0.5)	-	
	ST-7	B	7.9～8.0	10～12(11)	0.5～3.7	3.0	0.5～3.7(2.3)	<0.5～<0.5(<0.5)	-	
	ST-8	B	7.9～8.1	10～12(11)	0.9～4.6	1.7	0.9～4.6(2.2)	<0.5～<0.5(<0.5)	-	
	ST-9	B	7.9～8.1	10～12(11)	0.7～3.0	1.7	0.7～3.0(1.7)	<0.5～<0.5(<0.5)	-	
	ST-10	C	7.8～7.9	8.3～12(10)	0.9～5.1	3.6	0.9～5.1(3.2)	-	-	
	ST-11	C	7.8～8.3	11～13(10)	1.1～5.0	3.9	1.1～5.0(3.0)	-	-	

(注) 1 類型の網掛けしている所は環境基準点を表す。

2 75%値とは、年間の日間平均値(y個)を値の小さい順に並べたとき、 $0.75 \times y$ (整数でない場合は端数切り上げ) 番目の値である。

4 測定結果

⑤ 河川水質経年変化（年間平均値）

ア 釧路川（幣舞橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.3~7.6	7.5~8.1	7.2~7.6	7.4~8.0	7.3~8.6
DO(mg/L)		9.2	12	9.6	9.5	12
BOD(mg/L)		1.2	2.7	2.6	2.0	1.7
SS(mg/L)		14	10	14	21	15
大腸菌群数(MPN/100mL)		-	-	-	-	-

イ 別保川（別保橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.5~7.9	7.5~7.7	7.3~7.7	7.2~8.3	7.5~8.3
DO(mg/L)		10	10	10	9.0	11
BOD(mg/L)		2.9	2.1	0.7	1.4	1.1
SS(mg/L)		8	8	7	8	7
大腸菌群数(MPN/100mL)		1.2×10^3	7.3×10^2	8.0×10^2	3.3×10^2	4.6×10^2

ウ 武佐川（JR武佐川橋梁地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.8~7.9	7.7~7.9	7.6~7.9	7.7~8.0	7.5~8.0
DO(mg/L)		11	9	10	9.6	9.1
BOD(mg/L)		2.5	9.5	6.9	5.2	9.2
SS(mg/L)		16	28	20	23	24
大腸菌群数(MPN/100mL)		2.4×10^2	5.5×10^2	1.9×10^2	4.8×10^2	9.7×10^2

エ 新釧路川（新川橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.1~7.5	7.1~7.5	7.2~7.6	7.2~7.6	7.2~7.6
DO(mg/L)		11	11	11	11	11
BOD(mg/L)		0.8	0.9	0.9	0.8	0.9
SS(mg/L)		10	11	11	12	15
大腸菌群数(MPN/100mL)		2.1×10^3	2.9×10^3	1.9×10^3	2.3×10^3	1.3×10^3

オ 新釧路川（鶴見橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.2~7.3	7.1~7.4	7.1~7.6	7.2~7.4	7.1~7.7
DO(mg/L)		10	10	10	11	9.9
BOD(mg/L)		0.8	0.9	0.8	1.0	1.1
SS(mg/L)		13	14	13	10	18
大腸菌群数(MPN/100mL)		4.0×10^2	6.0×10^2	3.9×10^2	1.3×10^2	5.1×10^2

カ 新釧路川（愛國浄水場取水口）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.1~7.5	7.2~7.5	7.1~7.8	7.3~7.6	7.3~7.6
DO(mg/L)		11	11	11	11	11
BOD(mg/L)		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
SS(mg/L)		15	14	15	13	18
大腸菌群数(MPN/100mL)		4.6×10^3	2.8×10^3	2.2×10^3	2.9×10^3	2.4×10^3

キ 仁々志別川（不二橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.0~7.2	6.9~7.2	7.0~7.4	6.9~7.2	6.9~7.1
DO(mg/L)		11	10	11	10	10
BOD(mg/L)		0.7	0.7	0.9	1.0	0.7
SS(mg/L)		6	5	5	3	3
大腸菌群数(MPN/100mL)		2.1×10^2	7.9×10^2	6.5×10^2	1.5×10^2	1.3×10^2

ク 阿寒川（大楽毛橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.4~7.5	7.3~7.7	7.2~7.7	7.2~7.7	7.4~7.7
DO(mg/L)		11	11	11	11	12
BOD(mg/L)		0.6	0.7	0.6	0.7	0.6
SS(mg/L)		13	9	8	6	15
大腸菌群数(MPN/100mL)		1.4×10^3	1.5×10^3	1.4×10^4	2.2×10^2	1.2×10^3

ケ 阿寒川（丹頂橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.5~7.8	7.4~7.8	7.4~7.8	7.6~7.9	7.6~8.0
DO(mg/L)		12	12	11	11	13
BOD(mg/L)		0.7	0.6	0.7	1.3	0.6
SS(mg/L)		5	6	5	11	9
大腸菌群数(MPN/100mL)		1.1×10^3	6.3×10^2	4.5×10^2	4.1×10^2	4.0×10^2

コ 阿寒川（阿寒川橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.5~7.9	7.5~7.9	7.6~8.0	7.6~8.1	7.6~7.9
DO(mg/L)		12	12	11	12	12
BOD(mg/L)		0.5	0.7	0.5	0.7	0.5
SS(mg/L)		2	3	2	2	3
大腸菌群数(MPN/100mL)		8.7×10^2	6.2×10^2	1.0×10^3	3.0×10^2	2.0×10^2

サ 大楽毛川（境橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		-	7.0~7.3	6.9~7.2	6.9~7.1	6.9~7.1
DO(mg/L)		-	9.3	9.2	9.0	9.1
BOD(mg/L)		-	1.8	1.4	1.5	1.4
SS(mg/L)		-	6	6	5	4
大腸菌群数(MPN/100mL)		-	7.9×10^2	4.2×10^2	6.9×10^2	3.0×10^2

シ オタノシケップ川（阿寒川合流前地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
pH		7.2~9.0	7.1~9.0	7.2~9.0	7.0~8.0	7.2~8.7
DO(mg/L)		4.3	3.3	2.9	5.3	2.9
BOD(mg/L)		91	74	93	62	49
SS(mg/L)		40	40	61	33	17
大腸菌群数(MPN/100mL)		4.3×10^5	3.7×10^5	3.7×10^6	2.9×10^5	5.8×10^5

ス 星が浦川（河口地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
BOD(mg/L)		24	13	23	13	7.2

セ 竜神川（河口地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
BOD(mg/L)		50	42	31	60	53

ソ 星が浦川（野嵐橋地点）

項目	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
BOD(mg/L)		12	7.8	9.5	11	6.2

4 測定結果

⑥ 河川水質経年変化 (BOD 日間平均値 (75%値)) (単位 mg/L)

水域	測定地点	年度	2017 (平成29年度)	2018 (平成30年度)	2019 (令和元年度)	2020 (令和2年度)	2021 (令和3年度)
釧路川	幣舞橋		1.2	3.2	2.0	2.2	1.3
別保川	別保橋		3.5	3.2	0.6	1.4	1.0
武佐川	JR武佐川橋梁		2.5	12	8.8	7.2	10
新釧路川	新川橋		0.9	1.0	1.0	1.0	0.9
新釧路川	鶴見橋		0.7	1.0	0.8	0.9	1.0
新釧路川	愛国浄水場取水口		1.1	1.1	1.0	1.1	0.9
仁々志別川	不二橋		0.5	0.8	0.8	0.7	0.8
阿寒川	大楽毛橋		0.5	0.6	0.6	0.5	0.6
阿寒川	丹頂橋		0.8	0.6	0.7	0.8	0.6
阿寒川	阿寒川橋		0.5	0.8	0.5	0.5	0.5
大楽毛川	境橋		-	1.8	1.5	1.6	1.6
オタノシケップ川	阿寒川合流前		110	98	110	68	46
星が浦川	河口		19	17	18	13	7.4
竜神川	河口		54	48	44	60	53
星が浦川	野嵐橋		17	7.6	10	14	7.8

4 測定結果

⑦ 春採湖水質経年変化

(単位 mg/L)

項目 年度	COD			全窒素			全りん		
	ST-1 (75%値)	ST-2 (75%値)	年平均値	ST-1	ST-2	年平均値	ST-1	ST-2	年平均値
1991(平成3)	20	21	16	2.2	2.0	2.1	0.190	0.210	0.20
1992(平成4)	12	13	11	1.9	1.9	1.9	0.110	0.150	0.13
1993(平成5)	12	14	11	1.2	1.2	1.2	0.093	0.120	0.11
1994(平成6)	8.8	13	9.6	0.91	1.1	1.0	0.060	0.100	0.08
1995(平成7)	7.8	9.5	7.7	0.9	1.2	1.1	0.072	0.089	0.0805
1996(平成8)	8.8	9.6	7.7	0.82	1.0	0.91	0.052	0.094	0.073
1997(平成9)	7.2	11	8.2	0.72	0.94	0.83	0.050	0.084	0.067
1998(平成10)	8.0	7.5	7.0	1.0	1.2	1.1	0.053	0.069	0.061
1999(平成11)	8.2	11	8.7	0.77	0.94	0.86	0.043	0.070	0.0565
2000(平成12)	8.7	10	8.5	0.67	0.97	0.82	0.041	0.076	0.0585
2001(平成13)	9.1	10	9.2	0.92	1.1	1.0	0.058	0.075	0.0665
2002(平成14)	8.2	9.5	8.7	0.85	0.95	0.90	0.066	0.079	0.0725
2003(平成15)	6.7	8.4	7.1	0.72	0.90	0.81	0.044	0.073	0.0585
2004(平成16)	7.0	7.6	7.3	0.91	0.81	0.86	0.053	0.058	0.0555
2005(平成17)	8.5	9.5	8.4	0.62	0.83	0.73	0.034	0.061	0.0475
2006(平成18)	7.4	8.2	7.5	0.68	0.85	0.77	0.033	0.052	0.0425
2007(平成19)	8.0	9.1	8.7	0.73	0.89	0.81	0.045	0.059	0.052
2008(平成20)	9.5	9.8	9.2	0.84	0.93	0.89	0.045	0.057	0.051
2009(平成21)	7.6	8.4	7.6	0.71	0.82	0.77	0.046	0.061	0.0535
2010(平成22)	7.4	9.3	7.7	0.73	0.94	0.84	0.048	0.063	0.0555
2011(平成23)	7.9	8.8	8.0	0.71	0.95	0.83	0.049	0.070	0.060
2012(平成24)	7.4	8.0	7.1	0.66	0.77	0.72	0.039	0.051	0.045
2013(平成25)	7.5	8.0	7.4	0.82	0.86	0.84	0.051	0.067	0.059
2014(平成26)	7.0	7.6	7.0	0.75	0.78	0.77	0.049	0.062	0.056
2015(平成27)	8.7	9.2	8.5	0.73	0.80	0.77	0.046	0.063	0.055
2016(平成28)	7.5	7.4	6.6	0.59	0.70	0.65	0.033	0.043	0.038
2017(平成29)	8.3	8.7	7.8	0.63	0.68	0.66	0.039	0.053	0.046
2018(平成30)	7.9	9.5	8.1	0.59	0.77	0.68	0.042	0.071	0.057
2019(令和元)	6.7	8.1	7.0	0.52	0.61	0.57	0.037	0.065	0.051
2020(令和2)	7.4	8.8	7.4	0.57	0.71	0.64	0.066	0.069	0.068
2021(令和3)	8.0	9.0	7.4	0.59	0.72	0.66	0.045	0.067	0.056

備考 年平均値は、ST1、ST2 の年平均値の平均である。

4 測定結果

(3) 自動車騒音常時監視結果

等価騒音測定結果

No.	評価対象道路				騒音 測定年度	騒音測定 地点番号	等価騒音レベル(dB)					
	路線名	車線数	センサス 番号	評価区間の 延長 (km)			道路近傍		残留騒音レベル			
							昼間	夜間	昼間	夜間		
1	一般国道 38 号	4	10020-1	2.0	2020	1	70	64	48	44		
2	一般国道 38 号	4	10030-1	3.6	2017	2	69	64	37	37		
3	一般国道 38 号	4	10030-2	1.9	2018	3	69	61	40	38		
4	一般国道 38 号	4	10040-1	2.0	2021	4	72	64	47	38		
5	一般国道 38 号	4	10040-2	2.0	2021	5	67	59	44	41		
6	一般国道 38 号	4	10040-3	3.1	2020	6	69	63	47	41		
7	一般国道 38 号	4	10050-1	0.5	2018	7	58	53	48	45		
8	一般国道 44 号	4	10090-1	2.6	2019	9	66	60	39	32		
9	一般国道 44 号	6	10100-1	0.1	2019	9	66	60	39	32		
10	一般国道 240 号	2	10140-1	0.7	2019	11	65	62	40	37		
11	釧路停車場線	4	40090-1	0.6	2018	12	62	50	45	39		
12	釧路港線	4	40100-1	1.2	2017	13	62	55	43	37		
13	釧路鶴居弟子屈線	4	40130-1	3.0	2021	14	65	58	36	33		
14	釧路鶴居弟子屈線	4	40140-1	2.2	2021	15	61	53	42	37		
15	釧路鶴居弟子屈線	2	40140-2	2.5	2020	16	66	59	40	31		
16	釧路鶴居弟子屈線	2	40140-3	0.3	2020	17	68	60	45	39		
17	釧路環状線	2	40230-1	2.0	2017	46	67	60	36	34		
18	釧路環状線	2	40230-2	3.8	2018	18	68	61	44	35		
19	釧路環状線	4	40230-3	5.0	2019	21	62	53	41	30		
20	釧路環状線	4	40230-4	1.0	2020	22	65	58	41	36		
21	釧路環状線	2	40240-1	1.7	2019	19	68	59	43	33		
22	根室浜中釧路線	2	40310-1	1.9	2021	23	65	56	35	30		
23	新富士停車場線	4	60190-1	1.8	2019	24	67	60	45	41		
24	新富士停車場線	6	60190-2	1.0	2019	25	67	60	45	34		
25	柳町公園大通	6	-	1.6	2020	27	61	52	42	33		
26	駒場通	4	-	1.0	2019	28	53	43	35	26		
27	鳥取東通	5	-	1.2	2021	29	61	57	37	38		
28	星が浦西通	4	-	0.2	2021	30	69	63	47	43		
29	新富士通	4	-	1.6	2018	31	67	63	50	45		
30	鳥取西通	4	-	1.7	2020	32	61	59	44	41		
31	昭和橋通	4	-	1.7	2020	33	59	51	47	43		
32	昭和通	4	-	0.8	2018	34	60	57	41	40		
33	共栄新橋大通	4	-	2.3	2020	35	65	58	38	30		
34	愛国北園通	4	-	3.5	2021	36	67	58	36	35		
35	興津通	2	-	2.8	2017	47	69	62	42	39		
36	柳橋通	4	-	2.5	2018	38	65	56	37	34		
37	柳橋通	4	-	1.0	2018	39	61	50	37	34		
38	共栄橋通	4	-	3.6	2017	40	68	60	41	40		
39	共栄橋通	4	-	1.2	2017	41	64	57	41	33		
40	駅前南浜町通	4	-	0.9	2019	42	65	59	43	41		
41	川北通	4	-	1.6	2021	43	61	49	37	27		
42	久寿里橋通	4	-	4.5	2017	44	65	59	40	33		
43	興津鶴ヶ岱通	2	-	0.9	2017	48	63	52	36	32		
44	興津鶴ヶ岱通	2	-	1.5	2017	49	64	55	41	39		
45	東西線	2	-	1.4	2018	45	58	51	39	33		

面的評価測定結果

No.	評価対象道路				騒音測定年度	騒音測定地点番号	面的評価結果						24時間交通量
	路線名	車線数	センサス番号	評価区間の延長(km)			評価対象等戸数(戸)	基準値以下・夜間とも%	基準値のみ%以下	基準値のみ%以下	基準値以下%超過	基準値・夜間とも%以下	
1	一般国道 38 号	4	10020-1	2.0	2020	1	62	95.2	0.0	0.0	4.8	11,406	
2	一般国道 38 号	4	10030-1	3.6	2017	2	231	100.0	0.0	0.0	0.0	18,474	
3	一般国道 38 号	4	10030-2	1.9	2018	3	61	100.0	0.0	0.0	0.0	14,850	
4	一般国道 38 号	4	10040-1	2.0	2021	4	166	94.6	0.0	5.4	0.0	19,860	
5	一般国道 38 号	4	10040-2	2.0	2021	5	133	100.0	0.0	0.0	0.0	17,958	
6	一般国道 38 号	4	10040-3	3.1	2020	6	658	100.0	0.0	0.0	0.0	18,366	
7	一般国道 38 号	4	10050-1	0.5	2018	7	18	100.0	0.0	0.0	0.0	16,566	
8	一般国道 44 号	4	10090-1	2.6	2019	9	430	100.0	0.0	0.0	0.0	17,154	
9	一般国道 44 号	6	10100-1	0.1	2019	9	11	100.0	0.0	0.0	0.0	-	
10	一般国道 240 号	2	10140-1	0.7	2019	11	145	100.0	0.0	0.0	0.0	4,860	
11	釧路停車場線	4	40090-1	0.6	2018	12	25	100.0	0.0	0.0	0.0	4,638	
12	釧路港線	4	40100-1	1.2	2017	13	517	100.0	0.0	0.0	0.0	5,448	
13	釧路鶴居弟子屈線	4	40130-1	3.0	2021	14	800	100.0	0.0	0.0	0.0	11,124	
14	釧路鶴居弟子屈線	4	40140-1	2.2	2021	15	235	100.0	0.0	0.0	0.0	7,158	
15	釧路鶴居弟子屈線	2	40140-2	2.5	2020	16	293	100.0	0.0	0.0	0.0	8,778	
16	釧路鶴居弟子屈線	2	40140-3	0.3	2020	17	69	91.3	0.0	2.9	5.8	8,430	
17	釧路環状線	2	40230-1	2.0	2017	46	374	99.7	0.0	0.3	0.0	12,846	
18	釧路環状線	2	40230-2	3.8	2018	18	690	98.8	0.0	0.9	0.3	10,596	
19	釧路環状線	4	40230-3	5.0	2019	21	1,234	100.0	0.0	0.0	0.0	20,418	
20	釧路環状線	4	40230-4	1.0	2020	22	263	100.0	0.0	0.0	0.0	13,212	
21	釧路環状線	2	40240-1	1.7	2019	19	173	98.8	0.0	1.2	0.0	11,118	
22	根室浜町釧路線	2	40310-1	1.9	2021	23	239	99.6	0.0	0.4	0.0	9,558	
23	新富士停車場線	4	60190-1	1.8	2019	24	198	100.0	0.0	0.0	0.0	13,062	
24	新富士停車場線	6	60190-2	1.0	2019	25	60	100.0	0.0	0.0	0.0	9,468	
25	柳町公園大通	6	-	1.6	2020	27	492	100.0	0.0	0.0	0.0	6,672	
26	駒場通	4	-	1.0	2019	28	313	100.0	0.0	0.0	0.0	13,584	
27	鳥取東通	5	-	1.2	2021	29	123	100.0	0.0	0.0	0.0	9,108	
28	星が浦西通	4	-	0.2	2021	30	6	100.0	0.0	0.0	0.0	7,602	
29	新富士通	4	-	1.6	2018	31	164	100.0	0.0	0.0	0.0	10,844	
30	鳥取西通	4	-	1.7	2020	32	191	100.0	0.0	0.0	0.0	4,488	
31	昭和橋通	4	-	1.7	2020	33	463	99.8	0.0	0.2	0.0	3,930	
32	昭和通	4	-	0.8	2018	34	245	100.0	0.0	0.0	0.0	8,304	
33	共栄新橋大通	4	-	2.3	2020	35	862	100.0	0.0	0.0	0.0	10,170	
34	愛国北園通	4	-	3.5	2021	36	962	100.0	0.0	0.0	0.0	11,082	
35	興津通	2	-	2.8	2017	47	472	70.5	0.0	19.1	10.4	7,134	
36	柳橋通	4	-	2.5	2018	38	559	100.0	0.0	0.0	0.0	12,918	
37	柳橋通	4	-	1.0	2018	39	86	100.0	0.0	0.0	0.0	6,978	
38	共栄橋通	4	-	3.6	2017	40	1082	100.0	0.0	0.0	0.0	17,586	
39	共栄橋通	4	-	1.2	2017	41	72	100.0	0.0	0.0	0.0	7,938	
40	駅前南浜町通	4	-	0.9	2019	42	228	100.0	0.0	0.0	0.0	11,304	
41	川北通	4	-	1.6	2021	43	455	100.0	0.0	0.0	0.0	5,166	
42	久寿里橋通	4	-	4.5	2017	44	1107	100.0	0.0	0.0	0.0	15,558	
43	興津鶴ヶ岱通	2	-	0.9	2017	48	294	97.9	0.0	0.7	1.4	4,722	
44	興津鶴ヶ岱通	2	-	1.5	2017	49	185	85.9	0.0	14.1	0.0	10,140	
45	東西線	2	-	1.4	2018	45	224	100.0	0.0	0.0	0.0	3,468	

4 測定結果

(4) 環境悪臭測定結果

令和3年度

測定項目	硫化水素	メチルメルカブタン	硫化メチル	二硫化メチル	臭気指数	臭気濃度
規制基準 測定場所	0.02 (ppm)	0.002 (ppm)	0.01 (ppm)	0.01 (ppm)	10*	-
大楽毛	-	-	-	-	<10	<10
長沼	0.002	<0.0001	<0.001	<0.0001	13	20
鳥取南 5 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	11	13
昭和中央 1 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-
鳥取南 1 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-

* 官能試験法による悪臭対策指導要綱（北海道制定）による基準

令和2年度

測定項目	硫化水素	メチルメルカブタン	硫化メチル	二硫化メチル	臭気指数	臭気濃度
規制基準 測定場所	0.02 (ppm)	0.002 (ppm)	0.01 (ppm)	0.01 (ppm)	10*	-
大楽毛	-	-	-	-	<10	<10
新富士 2 丁目	0.003	<0.0001	<0.001	<0.0001	15	32
長沼	0.003	<0.0001	<0.001	<0.0001	28	630
西港 2 丁目	0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-
昭和中央 1 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-
興津 1 丁目	-	-	-	-	<10	<10

令和元年度

測定項目	硫化水素	メチルメルカブタン	硫化メチル	二硫化メチル	臭気指数	臭気濃度
規制基準 測定場所	0.02 (ppm)	0.002 (ppm)	0.01 (ppm)	0.01 (ppm)	10*	-
大楽毛	-	-	-	-	11	13
鳥取南 3 丁目	<0.001	0.004	0.001	0.0001	17	50
長沼	<0.001	0.0003	<0.001	<0.0001	<10	<10
西港 2 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-
鳥取大通 1 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-

平成 30 年度

測定項目	硫化水素	メチルメルカブタン	硫化メチル	二硫化メチル	臭気指数	臭気濃度
規制基準 測定場所	0.02 (ppm)	0.002 (ppm)	0.01 (ppm)	0.01 (ppm)	10*	-
大楽毛	-	-	-	-	<10	<10
新富士 2 丁目	-	-	-	-	<10	<10
長沼	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	<10	<10
大楽毛 2 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-
鳥取南 2 丁目	<0.001	0.0002	<0.001	<0.0001	-	-

平成 29 年度

測定項目	硫化水素	メチルメルカブタン	硫化メチル	二硫化メチル	臭気指数	臭気濃度
規制基準 測定場所	0.02 (ppm)	0.002 (ppm)	0.01 (ppm)	0.01 (ppm)	10*	-
大楽毛 3 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	12	16
長沼	0.015	0.0003	<0.001	<0.0001	17	50
大楽毛 2 丁目	<0.001	<0.0001	<0.001	<0.0001	-	-
鳥取大通 1 丁目	<0.001	0.0002	<0.001	<0.0001	-	-

【参考】本市の北海道公害防止条例に基づく悪臭発生施設の種類別届出施設数 (令和4年3月31日現在)

施設の種類	悪臭発生施設の種類	届出施設数	工業・事業場数
1 (1) (ア)	動物飼養・収容用 飼料施設	1	1
(1) (イ)	動物飼養・収容用 尿尿施設	3	2
(2)	肥料製造用 鶏ふん乾燥施設	0	0
2	てん菜糖製造用 廃液貯りゅう沈でん施設	0	0
3	飼料・肥料製造用 原料置場	35	10
	飼料・肥料製造用 蒸解施設	10	0
	飼料・肥料製造用 分離施設	28	3
	飼料・肥料製造用 濃縮混合施設	26	1
	飼料・肥料製造用 乾燥施設	22	0
4	てん粉製造用 廃液貯りゅう沈でん施設	0	0
5	パルプ・紙・紙加工品製造用 蒸解施設	23	1
	パルプ・紙・紙加工品製造用 漂液回収施設	25	1
	パルプ・紙・紙加工品製造用 廃液貯りゅう沈でん施設	21	0
6	ゴム製品製造用 熱処理施設	0	0
	ゴム製品製造用 燃却施設	0	0
合 計		194	19

5 公害防止協定に基づく立入調査結果

5 公害防止協定に基づく立入調査結果（令和3年度）

(1) 日本製紙株式会社釧路事業所

項目			公害防止協定値	自主測定値	法規制値
(1)大気関係 (煙道測定) R3年4月 ～R4年3月測定	①硫黄酸化物	ボイラー別排出量 ・4号石炭ボイラー ・5号重油ボイラー ・6号重油ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー ・1キルン	54.6m ³ /h以下 160.8m ³ /h以下 160.8m ³ /h以下 135.8m ³ /h以下 43.7m ³ /h以下 61.8m ³ /h以下 99.2m ³ /h以下 3.5m ³ /h以下	最大 - m ³ /h 最大 - m ³ /h 最大 - m ³ /h 最大 16.0m ³ /h 最大 0.03m ³ /h未満 最大 0.06m ³ /h未満 最大 18.0m ³ /h 最大 0.03m ³ /h	59.4m ³ /h以下 168.84m ³ /h以下 168.84m ³ /h以下 156.2m ³ /h以下 55.4m ³ /h以下 228.0m ³ /h以下 100.6m ³ /h以下 m ³ /h以下
		ボイラー別濃度 ・4号石炭ボイラー ・5号重油ボイラー ・6号重油ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー ・1キルン	550ppm以下 1,040ppm以下 1,040ppm以下 310ppm以下 540ppm以下 445ppm以下 320ppm以下 128ppm以下	最大 - ppm 最大 - ppm 最大 - ppm 最大 61.0ppm 最大 0.5ppm未満 最大 0.5ppm未満 最大 62.0ppm 最大 1.3ppm	- - - - - - - -
	②ばいじん	ボイラー別排出量 ・4号石炭ボイラー	最大 0.25g/m ³ 以下 年間平均	最大 - g/m ³	0.25g/m ³ 以下
		・5号重油ボイラー ・6号重油ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー ・キルン	0.20g/m ³ 以下 0.15g/m ³ 以下 0.15g/m ³ 以下 0.08g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.20g/m ³ 以下 0.08g/m ³ 以下 0.25g/m ³ 以下	最大 - g/m ³ 最大 - g/m ³ 最大 - g/m ³ 最大 0.0153g/m ³ 最大 0.0278g/m ³ 最大 0.0065g/m ³ 最大 0.0526g/m ³ 最大 0.018g/m ³	0.18g/m ³ 以下 0.10g/m ³ 以下 0.30g/m ³ 以下 0.35g/m ³ 以下 0.10g/m ³ 以下 -
		ボイラー別濃度 ・4号石炭ボイラー ・5号重油ボイラー ・6号重油ボイラー ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・11号回収ボイラー ・N-1号石炭ボイラー ・キルン	400ppm以下 190ppm以下 190ppm以下 300ppm以下 250ppm以下 150ppm以下 250ppm以下 150ppm以下	最大 - ppm 最大 - ppm 最大 - ppm 最大 179ppm 最大 172ppm 最大 64ppm 最大 104ppm 最大 17ppm	450ppm以下 190ppm以下 190ppm以下 300ppm以下 250ppm以下 180ppm以下 250ppm以下 -
		④排ガス 水銀濃度	ボイラー別濃度 ・8号石炭ボイラー ・9号石炭ボイラー ・N-1号石炭ボイラー	10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³	1.16μg/Nm ³ 1.13μg/Nm ³ 2.22μg/Nm ³
		項目	公害防止協定値	立入調査結果	法規制値
(2)排水関係 R3年4月 ～R4年3月測定	①排水量		199,920m ³ /日	84,000 ～194,400 m ³ /日	無規制
	②水質	pH	5.8～8.5	7.2～7.8	5.0～9.0
		SS 日間平均	90mg/L以下	34mg/L	90mg/L以下*
		COD 最大	160mg/L以下	79mg/L	160mg/L以下
		日間平均	120mg/L以下	27mg/L	120mg/L以下
(3)悪臭関係 R3年5月、6月、 R4年1月測定	・硫化水素 ・メチルメルカプタン ・硫化メチル ・二硫化メチル		0.02ppm以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下	0.002ppm 0.0004ppm 0.001ppm 0.0002ppm	0.02ppm以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下
	(4)騒音関係 R3年6月、10月 測定		・昼間 ・朝、夕 ・夜間	65dB(A)以下 55dB(A)以下 55dB(A)以下	53dB(A) 49dB(A) 49dB(A)
※ SSの法規制値については上乗せ排水基準適用値					

5 公害防止協定に基づく立入調査結果

(2) 王子マテリア株式会社釧路工場

項目			公害防止協定値	自主測定値	法規制値	
(1)大気関係 (煙道測定) R3年4月 ～R4年3月測定	①硫黄酸化物	総量規制(1時間当たり年間最大値)	最大 399m ³ /h以下	最大(工場推計計算値) 86.1m ³ /h	K値 10.0	
		総量規制(1時間当たり年間平均値)	年間平均 245m ³ /h以下	年間平均 54.0m ³ /h		
		ボイラー別排出量 ・3号重油ボイラー ・4号石炭ボイラー ・4号石炭ボイラー(炭カル) ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号重油ボイラー ・1号キルン	40.9m ³ /h以下 75.7m ³ /h以下 0.2m ³ /h以下 71.8m ³ /h以下 71.8m ³ /h以下 19.0m ³ /h以下 3.1m ³ /h以下	最大 -m ³ /h 最大 -m ³ /h 最大 31.9m ³ /h 最大 27.4m ³ /h 最大 0.0m ³ /h 最大 -m ³ /h	67.2m ³ /h以下 252.8m ³ /h以下 2.89m ³ /h以下 154.75m ³ /h以下 155.0m ³ /h以下 166.41m ³ /h以下 11.8m ³ /h以下	
		ボイラー別濃度 ・3号重油ボイラー ・4号石炭ボイラー ・4号石炭ボイラー(炭カル) ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号重油ボイラー ・1号キルン	350ppm以下 300ppm以下 33.2ppm以下 700ppm以下 700ppm以下 100ppm以下 100ppm以下	最大 - ppm 最大 154ppm 最大 - ppm 最大 330ppm 最大 326ppm 最大 0ppm 最大 - ppm	- - - -	
		ボイラー別排出量 ・3号重油ボイラー ・4号石炭ボイラー ・4号石炭ボイラー(炭カル) ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号重油ボイラー ・1号キルン	0.20g/m ³ 以下 0.09g/m ³ 以下 0.05g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.18g/m ³ 以下 0.07g/m ³ 以下 0.30g/m ³ 以下	最大 - g/m ³ N 最大 0.054g/m ³ N 最大 - g/m ³ N 最大 0.048g/m ³ N 最大 0.019g/m ³ N 最大 0.020g/m ³ N 最大 - g/m ³ N	0.35g/m ³ N以下 0.15g/m ³ N以下 0.35g/m ³ N以下 0.25g/m ³ N以下 0.25g/m ³ N以下 0.07g/m ³ N以下 0.30g/m ³ N以下	
		③窒素酸化物	ボイラー別濃度 ・3号重油ボイラー ・4号石炭ボイラー ・4号石炭ボイラー(塩カル) ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー ・9号重油ボイラー ・1号キルン	190ppm以下 250ppm以下 250ppm以下 400ppm以下 400ppm以下 180ppm以下 200ppm以下	最大 - ppm 最大 150ppm 最大 - ppm 最大 362ppm 最大 341ppm 最大 133ppm 最大 - ppm	190ppm以下 250ppm以下 350ppm以下 400ppm以下 400ppm以下 180ppm以下 200ppm以下
		④排ガス水銀濃度	ボイラー別濃度 ・4号石炭ボイラー ・6号石炭ボイラー ・7号石炭ボイラー	15μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³	0.17μg/Nm ³ 0.48μg/Nm ³ 0.56μg/Nm ³	15μg/Nm ³ 10μg/Nm ³ 10μg/Nm ³
項目			公害防止協定値	立入調査結果	法規制値	
(2)排水関係 R3年4月 ～R4年3月測定	①排水量		241,450m ³ /日	74,400 ～98,400m ³ /日	無規制	
	②水質	・pH		5.8～8.5	5.8～8.6	
		・SS	最大	90mg/L以下	90mg/L以下	
			日間平均	70mg/L以下	70mg/L以下	
		・COD	最大	160mg/L以下	160mg/L以下	
			日間平均	120mg/L以下	120mg/L以下	
(3)悪臭関係 R3年5月測定		・硫化水素 ・メチルメルカプタン ・硫化メチル ・二硫化メチル	0.02ppm以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下	0.001ppm未満 0.0001ppm未満 0.001ppm未満 0.0001ppm未満	0.02ppm以下 0.002ppm以下 0.01ppm以下 0.009ppm以下	
(4)騒音関係 R3年5月、10月測定		・昼間 ・朝、夕 ・夜間	70dB(A)以下 65dB(A)以下 60dB(A)以下	最大 53dB(A) 最大 49dB(A) 最大 48dB(A)	工業専用地域につき無規制	

※ SSの法規制値については上乗せ排水基準適用値

(3) 鈴鹿コールマイン株式会社

項目			公害防止協定値	立入調査結果	法規制値
(1)排水関係 R3年4月 ～R4年3月測定	①排水量		月間平均7,500m ³ /日	3,096.0 ～3,859.2m ³ /日	無規制
	②水質 ・pH	5.8～8.6		7.0～8.0	5.8～8.6
		・SS 最大	200mg/L以下	14mg/L	200mg/L以下
	・BOD 最大	日間平均	150mg/L以下	3.3mg/L	150mg/L以下
		日間平均	120mg/L以下	1.0mg/L	120mg/L以下

(4) 株式会社鈴鹿火力発電所

項目			公害防止協定値	自主測定値	法規制値
(1)大気関係 (煙道測定) R3年4月 ～R4年3月測定	①硫黄 酸化物	発電ボイラー ・排出量		175m ³ N/h 以下	最大 61m ³ N/h 175m ³ N/h 以下 (K値 10.0)
		発電ボイラー ・濃度		353ppm 以下	最大 240 ppm -
	②ばいじん	発電ボイラー		0.10g/m ³ N以下	最大0.005 g/m ³ N未満 0.10g/m ³ N以下
	③窒素 酸化物	発電ボイラー		250ppm以下	48 ppm 250ppm以下
	④排ガス 水銀濃度	発電ボイラー		10μg/Nm ³	0.16μg/Nm ³ 10μg/Nm ³
	項目		公害防止協定値	立入調査結果	法規制値
(2)悪臭関係 R3年6月測定	・臭気指数		15以下	<10	-
(3)騒音関係 R3年6月、11月 測定	・昼間 ・朝、夕 ・夜間		70dB(A)以下 65dB(A)以下 60dB(A)以下	最大 57dB(A) 最大 54dB(A) 最大 54dB(A)	70dB(A)以下 65dB(A)以下 60dB(A)以下 騒音規制法第4種区域

6 環境行政のあゆみ

6 環境行政のあゆみ

年	事 項	備 考
大正10年	3月)マリモが天然記念物に指定【阿寒町】	
大正11年	4月)尺別村から音別村に村名改称【音別町】、8月)市制施行	
昭和4年	3月)汚物掃除法が釧路市に適用される	
昭和9年	4月)阿寒国立公園指定【阿寒町】	
昭和10年	8月)釧路湿原のうち2,700haが「釧路丹頂鶴繁殖地」として国の天然記念物に指定	
昭和12年	12月)春採湖全体が「春採湖の絆鮭生息地」として国の天然記念物に指定	
昭和23年	し尿処理手数料条例制定	
昭和24年	10月)旧鳥取町と合併	
昭和27年	3月)「阿寒湖のマリモ」が国の特別天然記念物に指定される【阿寒町】、国の天然記念物「釧路丹頂鶴繁殖地」(2,700ha)が「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)に変更され、国の特別天然記念物に指定される	
昭和29年	釧路市ふん尿取締条例施行	
昭和30年	4月)釧路市清掃条例制定	
昭和32年	1月)阿寒村に町制が施行される【阿寒町】	
昭和34年	1月)音別村に町制が施行される【音別町】	
昭和39年	4月)阿寒町塵芥焼却炉条例制定(阿寒湖温泉地区、雄別地区の2基稼動)【阿寒町】	
昭和42年	6月)「タンチョウ」が地域を定めない国の特別天然記念物に指定される 7月)国の特別天然記念物「釧路のタンチョウ及びその繁殖地」(2,750ha)が「釧路湿原」(5,012ha)に変更され、天然記念物に指定される	
昭和44年	5月)釧路市公害対策審議会設置	
昭和46年	4月)阿寒町廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定【阿寒町】、釧路市公害防止条例制定	
昭和47年	3月)釧路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定	
昭和48年	12月)本州製紙(株)と公害防止協定締結	
昭和49年	音別町ごみの処理及び清掃に関する条例制定【音別町】 7月)十條製紙(株)と公害防止協定締結	
昭和50年	7月)太平洋炭礦(株)と公害防止協定締結	
昭和51年	3月)釧路地域公害防止推進計画策定	釧路市、白糠町、釧路町
昭和54年	3月)釧路湿原(5,012ha)が「国設クッチャロ太鳥獣保護区」に設定され、うち3,833haが特別保護地区に指定される	
昭和55年	釧路湿原(5,012ha)が日本で最初のラムサール条約湿地に登録される	
昭和60年	5月)春採湖審議会が発足	
昭和62年	7月)釧路湿原が国立公園に指定される	
昭和63年	10月)(株)本州コーポレーションと公害防止協定締結	本州製紙(株)との公害防止協定失効
平成元年	4月)「国設クッチャロ太鳥獣保護区」(5,012ha)が「国設釧路湿原鳥獣保護区」(10,940ha、うち特別保護地区6,490ha)に変更 7月)釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,726haに拡大	
平成2年	12月)釧路湿原国立公園の特別地域のうち9,714haが動力船等利用規制区域として指定	

平成4年	2月)春採湖環境保全対策協議会が発足し、春採湖環境保全計画を策定	
平成5年	6月)ラムサール条約第5回締約国会議が釧路市で開催 12月)日本製紙(株)との公害防止協定改正	4月)十条製紙(株)と山陽国策パルプ(株)が合併し、日本製紙(株)に名称変更
平成6年	9月)釧路市廃棄物の減量及び処理等に関する条例制定 11月)釧路湿原などとオーストラリアクーラガング湿地とその周辺湿地が姉妹湿地の提携	
平成7年	1月)釧路国際ウェットランドセンター設立 7月)釧路市廃棄物減量等推進審議会を設置(委員に公募委員5名参入)	
平成8年	7月)(株)本州コーポレーションとの公害防止協定を本州製紙(株)が承継 8月)国際湿原保全釧路会議が釧路市で開催 10月)王子製紙(株)と公害防止協定締結	本州製紙(株)と新王子製紙(株)が合併し、王子製紙(株)に名称変更
平成10年	12月)釧路市環境基本条例制定	
平成11年	1月)釧路湿原のラムサール条約湿地の登録区域が7,863haに拡大 4月)釧路市環境審議会設置	
平成12年	1月)釧路市環境基本審議会委員に市民公募導入 9月)釧路市みんなできれいな街にする条例制定 10月)道設「春採湖鳥獣保護区」設定	
平成13年	3月)釧路市環境基本計画策定 11月)釧路市環境マネジメントシステム運用開始	
平成14年	1月)釧路コールマインと公害防止協定締結 3月)釧路市役所がISO14001取得 8月)広域ごみ処理を目的とした特別地方公共団体である釧路広域連合設立	太平洋炭礦(株)との公害防止協定失効 釧路市、音別町、白糠町、阿寒町、釧路町、鶴居村
平成15年	11月)自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」設立	
平成16年	3月)釧路市地球温暖化防止実行計画策定 11月)釧路湿原などとハンター河口湿地の姉妹湿地提携を更新	クーラガング湿地とその周辺湿地はハンター河口湿地に名称変更
平成17年	3月)釧路市自動車放置防止条例制定、釧路湿原自然再生協議会が「釧路湿原自然再生全体構想」を策定 4月)家庭ごみの有料化実施	
	10月)釧路市、阿寒町、音別町が合併。(新)釧路市制施行。 11月)阿寒湖がラムサール条約に登録される	
平成18年	4月)釧路広域連合清掃工場が供用開始 6月)春採湖ウチダザリガニ生息状況調査開始 8月)生物多様性に係わる多国間協定の履行に関するアジア・太平洋地域研修ワークショップ	
平成19年	3月)ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステム終了、釧路市景観条例制定 4月)市独自の環境マネジメントシステム「釧路市エコオフィス活動」運用開始、道道釧路空港線周辺地域を「景観形成推進地区」に指定	ISO14001認証登録は平成19年6月30日付辞退
平成20年	4月)プラスチック製容器包装の資源化(中間処理)を開始、 6月)「阿寒、音別地域における環境に関する特性と課題について－環境配慮行動のあり方(指針)－」策定 7月)釧路地域レジ袋削減推進連絡会発足 10月)釧路市が景観法に基づく景観行政団体となる	
平成21年	4月)釧路広域連合に弟子屈町が加入 11月)釧路市景観計画策定	
平成22年	2月)釧路市地域エネルギービジョン策定 5月)パッカー車でのBDF(廃食用油)本格運行実施	
平成23年	3月)釧路市環境基本計画策定、釧路市地球温暖化対策地域推進計画策定 9月)釧路湿原国立公園の指定区域が28,788haに拡大	
平成24年	10月)王子製紙(株)との公害防止協定を王子マテリア(株)が承継	王子板紙(株)が王子製紙(株)を承継し、王子マテリア(株)に名称変更
平成25年	3月)釧路市地球温暖化防止実行計画改訂 7月)し尿等下水道受入施設(大楽毛下水終末処理場MICS施設)稼動 9月)新野処理場閉鎖 12月)使用済み小型家電リサイクルの取組み開始	釧路市エコオフィス活動は、釧路市地球温暖化防止実行計画に包含

6 環境行政のあゆみ

平成26年	3月)バイオマス産業都市に選定される 11月)微小粒子状物質(PM2.5)の測定データ公開	
平成27年	1月)東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ 第8回パートナー会議開催 6月)環境省低炭素水素技術実証事業の実証地域として、白糠町とともに釧路市が選定 8月)釧路国際ウェットランドセンターが平成27年度外務大臣表彰を受賞 11月)釧路湿原などとハンター河口湿地の姉妹湿地提携を再更新	
平成28年	2月)「つなげよう、支えよう森里川海」ミニフォーラムが釧路市で開催 7月)国立公園満喫プロジェクトに阿寒国立公園が選定	
平成29年	4月)国民運動「COOL CHOICE」への賛同を宣言 7月)釧路湿原が国立公園指定から30周年を迎える 8月)阿寒国立公園が「阿寒摩周国立公園」に名称変更される	
平成30年	3月)釧路市地球温暖化防止実行計画改訂 11月)国指定釧路湿原鳥獣保護区が17,241ha(うち特別保護地区9,829ha)に拡大	
令和2年	3月)(株)釧路火力発電所と公害防止協定締結	
令和3年	2月)第1回釧路市議会2月定例会にて市政方針演説の中で「ゼロカーボンシティ」を宣言 3月)第2次釧路市環境基本計画策定	第2次釧路市環境基本計画は、釧路市地球温暖化対策地域推進計画を包含する
令和4年	3月)道内国立公園で初めて阿寒摩周国立公園がゼロカーボンパークに登録	



ZERO CARBON
HOKKAIDO
KUSHIRO City

釧路市は 2050 年
CO₂ 実質排出量ゼロの
カーボンニュートラルを
目指しています

釧路市環境白書【資料編】令和4年度版

令和5年3月発行

発行 釧路市
編集 市民環境部環境保全課
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
TEL 0154-31-4535
FAX 0154-23-4651
E-mail ka-kankyoukanri@city.kushiro.lg.jp
